

平成16年6月3日(木曜日)第2回定例会

出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

欠席議員(1名)

5番 安孫子市美夫 議員

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大泉愼一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
芳賀友幸	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
斎藤健一	市民課長	有川洋一	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	佐藤昭	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	石川忠則	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	鈴木英雄	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			農業委員会
安孫子雅美	監査委員	小松仁一	事務局長
事務局職員出席者			
片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

平成16年6月第2回定例会

議事日程第2号

平成16年6月3日(木)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第2回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問通告書

平成16年6月3日(木)

(第2回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	公共工事に伴う建設発生残土の有効利用について	建設工事で発生するコンクリートやアスファルト木材等は再生・有効利用されているが、大量に発生する残土については、有効利用できていないのが実態です。近年、国では循環型社会の構築など、環境への取り組みに力を入れてきているが、本市では、これらの有効利用についてどのように考えているか伺いたい	4番 椋津博士	市長
2	深刻化する幼児・児童虐待について	全国的に幼児・児童に対する虐待事件が相次ぎ、社会問題化しているが、本市でこれまでにこのような問題があったか伺いたい。また、その対応策として、関係機関との連携や調整など、円滑な対応が図られているか		市長
3	合併断念と市制施行50周年記念事業について	なぜ合併に至らなかったのか 今後本市の目指すものと第5次振興計画について 市制施行50周年記念事業計画について	8番 石川忠義	市長
4	山形自動車道(国道112号線も含めて)の地すべり等対策について	地すべりの現況と今後の見通し 本市のとした対応策は 再発を防ぐために、沿線自治体での協議会組織づくりについて		市長
5	樹木管理について	長岡山の樹木の管理について 市文化財(樹木)の管理指導について	15番 松田伸一	市長 教育委員長
6	都市施設の景観について	六供町跨線橋の壁面利用について		市長

7	財政難の中での事業選択と予算の使い方について	予算執行に当たっての市長の基本的な考え方について 不要不急の大型事業やイベント等の見直しについて 公費を使ったさくらんぼなどの贈答の是非について	16番 佐藤 暘子	市長
---	------------------------	--	--------------	----

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、安孫子市美夫議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁をされますよう要望いたします。

榎津博士議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号1番、2番について、4番榎津博士議員。

〔4番 榎津博士議員 登壇〕

榎津博士議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、またこの質問に関心をお持ちの市民を代表し、以下の質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

通告番号1番、公共工事に伴う建設発生土の有効利用についてであります。

今日の社会経済システムは、自然からの恵みを用い、かつ不要物を自然環境へ排出することにより成立していますが、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムにおける経済活動の拡大は急速に環境負荷を増大させ、私たちの生存基盤である自然環境のバランスを崩し始め、さまざまな地球規模の環境問題としてあらわれております。

こうした中、政府は21世紀『環の国』づくり会議を開催し、地球規模での国際協力の環、物質循環の環、生態系の環などの実現を訴え、経済財政の基本方針を定める経済財政諮問会議でも重点的に推進すべき分野の第一として、循環型経済社会の構築、環境問題への対応を挙げるなど、国政全体において環境保全政策の重要性が高まり、環境基本法とそれに基づく環境基本計画で、循環型社会形成推進基本法が平成12年に成立したことは、皆さんも御承知のことと思います。

循環を基調とする社会経済システムの実現に向け、総物質投入量・資源採取量・廃棄物等発生量・エネルギー消費量の抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の適切な推進を図り、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取り組みを本格的に進める必要が求められております。このようなことから、自然環境保護や限られた資源を有効活用するため、さまざまな分野で積極的にリサイクルなどに取り組み、成果を上げています。

建設工事関係では、コンクリートやアスファルト、また木材は産業廃棄物として扱われ、処分場にて粉碎粒度調整され、再生骨材やペレットにリサイクルされております。しかし、工事に伴い大量に発生する建設発生土は、産業廃棄物として扱われておらず、ほとんどが有効利用されず処分されております。公共工事等で発生する建設発生土の有効利用については、再利用への取り組みがおくれ、近年深刻な問題となってきています。

現在、全国的に建設発生土の有効利用に取り組むべく検討がなされております。従来より公共工事においては、コスト縮減等の観点より、設計の段階から切り土、盛り土のバランスをとるなど建設発生土の現場利用に努められてまいりました。しかしながら、一工事単位での有効利用は推進されていますが、他工事への利用はごく限られたものにとどまっているのが現状です。平成14年度の調査による全国の建設発生土場外搬出量は約2億4,500万立方メートルに及んでいますが、工事間で利用されているものは7,400万立方メートルとわずか3割程度になっています。

山形県での平成14年度の公共事業における建設発生土の発生量は270万立方メートルであり、場外搬出量は約50%になっております。そのうち最終処分される発生土は、約22%に当たる60万立方メートルに及んでおります。

この結果、特に首都圏を中心とした地域で、大量の土砂の放置による自然環境、生活環境に影響を及ぼすとともに、土砂利用量の約5割を占める新材の採取により、自然環境に多大な影響を及ぼしております。また、土の運搬に用いるトラックの排出ガスによる大気汚染への影響も無視できないものがあります。さらに、建設工事中に遭遇する汚染土壌や廃棄物の不法投棄に伴い生じる廃棄物まじり土の存在等、建設発生土等を取り巻く厳しいものがあります。

このようなとき、平成14年11月には中央環境審議会より「今後の廃棄物リサイクル制度のあり方について」が意見具申され、その中で「汚染土壌以外の建設工事に伴い生じる土砂については、現在その約9割が公共事業に伴い生ずるものであることから、まずその発注者である公共主体が発生土砂の適正な利用や処分を明確にする取り組みが必要である。具体的には、国の直轄工事において導入され、地方公共団体にも普及しつつあるように、発注者が契約業者に土砂の搬出先を指定するという指定処分を徹底する必要がある。またあわせて、掘削土砂の埋め戻し等による建設発生土砂の搬出の抑制や、発生土砂とその土砂利用にかかわる情報交換の促進、及びストックヤードの整備等による工事間利用の促進などの取り組みを促していくことが必要である。こうした取り組みを体系的に進め、発生土砂の搬出抑制、適正な利用及び処分を実態的に確保していくことを中心に、必要な対策を講じていくことが適当である」との指摘がありました。

ここで、建設発生土の有効利用に関する現状と課題について一部を取り上げてみますと、一つ、工事間の切り土、盛り土施工工程の不一致、すなわち施工する時期が折り合わない。

二つ、基本的な有効利用にかかわる対策が立案されていないとともに、個々の建設発生土の行き先が把握されておらず、公共工事における土砂のフローを管理するシステムが構築されていないため、実態が把握できない。また、行き先が把握できないことから、結果として工事間で利用されていない建設発生土のごく一部が、大量の土砂の放置といった形で不適正に処理され、自然環境、生活環境に多大な影響を及ぼしている。

三つ、必ずしも土質に応じた適用用途に搬出されているわけではないため、工事利用に適した第1種から第3種建設発生土でも、残容量の少ない最終処分場に搬出されていることがある。

四つ、建設発生土の工事利用が進んでいないこともあり、新材の購入の需要が大きくなっており、自然環境に多大な影響を及ぼしている。

五つ、建設発生土の場外搬出量は、土砂利用量の2倍と供給過多状態になっているため、建設発生土を受け入れる仕組みの構築と、場外搬出量の削減が求められているなどが挙げられております。

現在、山形県発注の公共工事でも工事間利用に積極的に取り組んでおりますが、現場間の切り土、盛り土の工程が折り合わず、結果的には発生土を利用できないケースが多々あるようです。

寒河江市では、発注工事のほとんどが自由処分と設計書に明記されていて、受注業者が捨て場を確保し処分したり、骨材販売店に処分料金を支払うなどして対応しております。また、農地改良届を提出して盛り土を行うなど、発生土処理対応に苦慮しているのが現状です。しかし、近年それらの土地の確保が困難になり、かなりの受注業者が寒河江市外まで運搬するなどの対応をせざるを得なくなっております。いずれにしても、自由処分となれば、建設発生土の有効利用が促進されない環境になっていると言えるでしょう。

このように、全国的に自然環境を保護する運動が展開されている現在、何らかの施策、システムの構築を発注者として取り組まなければならないと考えます。建設発生土を取り巻く環境を整備していくには、さきに述べたように、解決しなければならないさまざまな問題がありますが、公共工事土量調査の実施、行動計画の策定など、現状と対応方針について検討を行えば、相当数の発生土有効利用につながるものと確信いたします。また、これを実現するに当たり、市単独では簡単に解決できないと思われるので、県当局、国などと連携をとり、ネットを構築するなどしなければならないと考えます。

また、有効利用の最も妨げとなっている現場間の搬出、受け入れ時期の不一致ですが、ストックヤードの確保・活用により、調整も可能であると考えます。

先ほど述べたように、建設発生土の有効利用については、受注した業者だけで解決することはできません。発注者と一体となって取り組んでいかなければならないと思っております。

ここで市長に質問いたします。

近年では、最上川緑地公園の発生土をみずき団地に流用し販売価格の低下に努めるなど、利用実績はありますが、全体的にまだまだ有効利用とまで至っていないのが現状です。以上のことから、「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」を推進し、美しい環境を維持する意味でも重要な事項ととらえ、国の推進している建設発生土有効利用に向け、積極的に取り組まなくてはならない時代に来ていると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

続いて、通告番号2番、深刻化する幼児・児童虐待についてお伺いいたします。

近年、親が子供に対して激しい暴力を加えたり、必要な世話を行わず放置して子供の心身に重大な影響を与えたり、甚だしい場合には子供を死に至らせるという幼児や児童虐待に関する悲しい報道が毎日のように相次いでおります。

日本での子供虐待の取り組みの沿革を振り返りますと、昭和8年に児童虐待防止法が制定され、昭和22年に児童福祉法が制定されたことにより児童虐待防止法は廃止されましたが、その第34条に児童虐待防止法の禁止事項が挙げられておりました。その当時の子供の虐待の背景は現在と異なり、絶対的な貧困と儒教的・家父長的家族制度に基づく私物的我が子観があり、幼い子供がその犠牲になっていたようです。

その後、さまざまな機関による実態調査、研究が実施され、平成元年に国連総会で児童の権利に関する条約が採択されました。その19条に「締結国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）から、その児童を保護するためすべての適正な立法上、行政上及び教育上の措置をとる」と明記されており、初めて国際条約の中に子供虐待やネグレクトが明記されました。

当時の厚生省でも、平成2年度から虐待における児童相談所を主訴とする相談処理件数を厚生省報告例により公表するとともに、平成8年には児童虐待ケースマネジメントモデル事業を北海道、栃木県、北九州市など8道府県市において実施し、子供虐待対応における機関連携を推進することにしました。さらに同年度、子供虐待防止の手引きを作成し、学校など関係機関による児童相談所への通告等を促すことが盛り込まれております。

平成9年度には、児童福祉法が制定後50年ぶりに大幅に改正され、子供の虐待等複雑多様化する子供家庭問題に児童相談所が的確に対応できるよう、児童相談所を専門的にバックアップする仕組みが講じられました。

さらに近年、児童相談所における虐待相談件数の急増、児童虐待によって、最悪の場合生命を奪われ、生命を奪われないまでも心身に重大な被害を受ける児童が後を絶たないことから、国会の衆議院青少年問題に関する特別委員会において多数の参考人からの意見聴取、児童福祉施設への視察、精力的な集中審議が実施され、平成12年5月に児童虐待防止等に関する法律が成立し、同年11月より施行されております。

ここで、急増する児童相談所における全国の児童虐待処理相談件数の推移を見てみますと、平成2年に1,101件の相談処理件数があり、この平成2年度の1,101件を1と指数にした場合、平成11年には10.56倍の1万1,631件、平成14年には21.56倍の2万3,738件に増加しております。

皆さんも御存じのとおり、児童虐待防止法では、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待の四つの行為類型として規定されていますが、平成14年度の相談処理件数のうち、虐待別内訳は、身体的虐待が46%、ネグレクトが38%、性的虐待は3%、心理的虐待は13%ほどになっております。また、虐待の経路別相談件数で比較的多いのは、家族、福祉事務所、近隣、知人、学校からなどとなっております。

山形県の場合は平成2年のデータはなく、平成3年のデータからとなりますが、その年の処理件数は4件、平成10年には9.75倍の39件、平成14年には36.75倍の147件に増加しております。傾向としては、平成9年から増加し、平成12年の168件をピークとして、やや落ちついた状況にありますが、なお予断を許さない状況にあります。虐待の種別、相談経路も数値的割合は全国同様の傾向を示しております。

山形県内の児童相談所は、中央、庄内の2カ所にありますが、平成13年度のデータによりますと、これまでの相談処理のうち、施設入所指導は6割程度でありましたが、13年度は8割にふえている点でも、虐待の深刻化がうかがえます。

なお、説明をつけ加えさせていただきますと、相談件数とは児童相談所に持ちかけられた総数で、相談処理件数は相談を受け何らかの対応が必要と判断され、実施した件数を言っております。平成14年度、全国182カ所の児童相談所が受けた相談件数は39万8,500件ほどでありました。

なぜ虐待が深刻化してしまうか判断することは難しいとしながらも、虐待を認めない心理と虐待の悪循環という、虐待の深刻化をとらえる二つの視点があると言われております。

虐待を認めない心理として、子供を虐待する親の中には、自分のしている行為が虐待であると自覚し、責任の重大さや罪の意識に悩み、外からの援助を積極的に求めようとしている人もいます。しかし、虐待が深刻化してしまった事件では、虐待していることを自分自身に対してさえ認めることができない親が少なくありません。

虐待を認めない心理には、二つの場合があると言われております。一つは、子供に対する虐待行為そのものは自覚していますが、親自身の内面の問題として、自分が子供を虐待していることが受け入れられないため、それをしついでであるとか、子供が言うことをきかないからだなどとして正当化している場合です。

もう一つは、虐待の問題にかかわる児童相談所等の児童福祉機関や周囲の人に対して、自分の行った行為そのものを否定し、子供のけがは階段で転んだときのものだなどと主張している場合です。なぜこのような心理が働くのか、さまざまな背景があるものと理解されますが、社会から非難され不利益を受けること、家族や親戚に大きな危機を招いてしまうこと、親としての存在を否定されること、罪の意識に直面することなどを避けたいがため虐待を認めないものと考えられております。こうした心理が強くと、児童福祉機関が子供を保護しようとしても、親がこれを拒絶してしまうために保護することが難しくなり、虐待が深刻化してしまう場合があります。

また、虐待の悪循環に関しては、虐待をする親の中には、子供に対して「子供はこうあるべきだ」「何々さんのように育ててほしい」という強い思い込みや期待を抱き、そのような要求が子供の状況に合っているかどうかを検討せずに子供に押しつけ、無理を強いる人がいます。

一方で、子供は時として、親から受けた虐待を自分に対する悪意ある行為とは受けとめず、愛情の一つと意味づけて、親の要求にこたえようとする人も少なくありません。お母さんの言うことを守らなかつたからたたかれたなどと述べ、自分の方に非があると受けとめる子供もいます。このように親の要求が過剰になった場合、子供はその要求に無理をして適応しようとする傾向があるため、親は自分の養育態度の問題に気づかないまま不適当な対応を繰り返すという悪循環が生じてしまって、虐待が深刻化してしまうことがあります。

虐待が起こっている家庭の中には、近隣や親戚との関係が悪く疎遠であったり、子供の通う保育所や学校からの働きかけを拒否するなど、家族が社会から孤立している場合が少なくありません。そのような場合には、外からの援助が必要な状況にあるにもかかわらず、援助が受けられないため家庭内のストレスがますます高くなってしまいます。このような家族には、周囲からの援助のための働きかけすらストレスと感じられる場合があり、さらに家族の孤立化が進んでしまうことがあります。これらの悪循環も虐待が深刻化する背景にあると考えられます。

虐待は、家庭という閉ざされた空間で発生し次第に深刻化するため、児童福祉機関が介入する端緒を発見しにくいことが特徴として挙げられております。それだけに、虐待を早期に発見し適切な初期対応をとることが、虐待の深刻化に歯どめをかけることにつながると考えられております。

地域全体で子供を育てるという意識を持ち、地域において見過ごせないような状況に気づいたときに

は、子供福祉にかかわっている身近で最も連絡しやすい機関、例えば児童相談所、地域の民生児童委員、市町村役場の福祉相談窓口、保健所、警察、虐待が疑われる子供が通っている保育所や幼稚園、学校などに速やかに連絡することが大切です。そして、ここで紹介した虐待の深刻化のメカニズムを理解する視点等を踏まえて、時期を誤らずに子供を保護できるように、日常から児童福祉機関のほか、保健所、保育所、学校等の子供を取り巻く各機関が相互に連携を図ることも大切であると考えます。

以上のことから、本市でこれまでこのような問題が発生したのか。あるとすれば、虐待の相談件数及び相談処理件数、そしてその推移はどのようにになっているのか。また、その際関係機関との連携や調整など円滑な対応が図られていたのか実態をお伺いし、第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

御質問の建設発生土のことですが、ちょっと長くなりますけれども、申し上げたいと思います。御案内のように、建設工事において発生し、不用になった土砂のことですが、公共工事に伴う建設発生土の有効利用につきましては、国土交通省が策定した建設発生土などの有効利用に関する行動計画により対応することとなっております。

これに至った経過を述べさせていただきますと、平成12年6月に、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物質の有効的な利用やリサイクルを進めることにより資源の消費が抑制され、環境に配慮した循環型社会を形成するため、環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会形成推進基本法が公布されました。この基本法と一体的に、廃棄物処理法、再生資源利用促進法、建設資材リサイクル法、さらに食品リサイクル法、グリーン購入法の五つの法律が制定されております。御案内かと思ます。

その中で、建設関係については再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を通じて、資源の有効な利用及び廃棄物の適正な処理を図るために、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、通称建設資材リサイクル法が創設されました。御指摘のようにこの内容は、コンクリート、アスファルト、木材等の産業廃棄物の再資源化及び適正な処理に関してであり、建設発生土については触れられていない状況となっております。

その後、平成15年3月に環境型社会形成推進基本法第15条に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、循環型社会形成推進基本計画が策定されました。これを受け、国土交通省では平成15年10月、昨年10月に建設資材リサイクル法では除かれていた、建設発生土の有効利用に関する具体的な施策を内容とする、建設発生残土等の有効利用に関する行動計画を策定しております。

この計画は、利用土砂の建設発生土利用率の目標を平成22年度に95%としていることや、基本的な考え方として、公共工事の設計段階から切り土、盛り土のバランスをとるなど建設発生土の現場内利用を進めるとともに、一つには指定処分を徹底し、各公共工事の発注者が建設発生土の行き先を完全に把握する。二つには、可能な限り建設発生土の工事間利用を促進し、地方ブロック内の工事間利用調整を徹底する。三つ目には、建設発生土の場外搬出量が供給過多状態である場合は、砂防ソイルセメント工法などの新技術を活用し、削減に努める。四つ目には、今申しあげました三つの支援策としまして、公共工事における土砂の利活用の管理など必要な施策を随時実施していくと。そして、5番目には、各公共工事の発注者間などの連携を強化するというところでございます。

そして、これらの実現に向けた具体的な施策といたしましては、一つには公共工事土量調査の実施、二つには建設発生土などの指定処分の徹底、そして三つ目には建設発生土などの工事間利用の促進、ストックヤードの活用やネットワークの構築などでございます。そして四つ目には、建設発生土の広域利用の促進、五つは建設発生土の場外搬出量の削減、そして六つは法的対応の検討でございまして、建設発生土の有効利用の促進、不適正処理防止の観点から、法的な対応を検討するというところでございます。七つ目には、汚染土壌への対応マニュアルの策定、そして八つ目には廃棄物まじり土への対応マニュアルの検討でございまして。

国土交通省におきましては、本行動計画に示された施策については速やかに実施していくことになるが、施策の実施主体が国から市町村までの多岐にわたるため、建設発生土などの有効利用の必要性、計画の意義など、計画の理念を発注者に周知徹底していくことにしております。

本市の平成15年度の建設発生土については、総掘削土量約25万 3,000立方メートルでございまして、そ

のうち約45%に当たる11万5,000立方メートルが建設発生土、いわゆる自由処分となっております。残りは工事現場内で活用されている状況となっております。

御指摘もございましたけれども、平成15年、昨年には最上川緑地公園などの建設発生土を堤防の腹づけ盛り土や開発公社のみずき団地造成工事に流用しております。これまでにおきまして、市道及び県道の道路改良工事や下水道工事などの建設発生土を落衣前の区画整理事業、あるいは新山第2区画整理事業、そして白岩のさくら団地造成事業などに流用し、有効利用を図ってまいりました。

さらに、庁内の建設担当課、水道事業所、下水道課、都市計画課、農林課、土木課、土地開発公社で構成しております、庁内建設事業担当課所業務打ち合わせ会におきまして、工期の調整とあわせまして、発生土量の情報交換も行いながら利用に努めてきましたが、今後とも積極的な調整を行い、有効利用に努めていきたいと考えております。

御質問にもありました建設発生土等の有効利用に関する行動計画に対しましては、今後の国や県などの動向を踏まえなくてはなりません、市といたしましても調査し、研究して、建設発生土の有効利用にさらに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2番目の幼児・児童の虐待問題でございます。

最近の虐待の事件はまことに痛ましくて、一番愛されなければならない時期、愛されなければならない人に虐待される、これほど悲惨なことはないと思っております。家庭内のことだから、外からはなかなか見えにくい点もあると思いますが、幼児期のこのような虐待というものが、次の世代になっても、自分の子供に虐待を加える例が多くあると言われております。

子供の虐待とは、親または親にかわる保護者によって、子供の心や身体に加えられる子供にとって有害な行為のことを言っております。幾ら子供のためを思ってしたことでありましても、それが子供にとって苦痛であり有害であれば、その行為は虐待とされております。

子供の虐待は、子供自身の病気や障害など子供側の要因や、親の育児に対する不安、病気など親側の要因、そして経済的な苦しさ、家族関係の不和などの家族を取り巻く環境要因など、さまざまな要因が絡んで起きているようでございます。また、親族や地域社会から孤立している場合が多いと指摘されております。近年、地域でのコミュニケーションの疎遠化などが子供の虐待増加の要因と言われており、これを未然に防ぎ、すべての子供の心身の健康な成長や発達を支えていく社会づくりが求められていたところでございます。

国は、地方の児童虐待への対応の規範とすべく、児童福祉法の定めとは別に、児童の虐待防止等に関することを明確に定めることと、これに関する施策を促進することを目的に、児童虐待の防止等に関する法律を平成12年5月24日に公布しております。

この法律では、児童に対する虐待の禁止、防止に関する国及び地方公共団体の責務や児童虐待を受けた児童保護のための措置などに関することを定めたものでございます。御案内かと思えます。これを受けた市町村の責務は、虐待の発見、防止に資するため、児童虐待に係る通告義務などについて必要な広報、その他の啓発活動を行わなければならないと規定されております。その他主要内容は、民生児童委員が直接児童相談所へ発見通報のほか、教職員、医師、保健師、その他保育士などの児童福祉に職務上関係する者の早期発見の責務などについて明らかにしたものでございます。

この法律は施行後3年をめぐりとして、施行状況等を勘案し、検討が加えられることになっていたところですが、このほど一部が改正されました。ことし、平成16年4月14日に公布して、10月1日施行とされたものでございますが、児童虐待を行った保護者に対する指導と、虐待を受けた児童に対する支援が新たに設けられ、通告義務についても「虐待を受けた」を、「虐待を受けたと思われる」に、現行法よりもその範囲が拡大されたところでございます。

本市におけるこれまでの児童虐待相談状況でございますが、法律の施行以後過去3カ年の状況を申しあ

げますと、相談件数は平成13年度が6件、平成14年度が12件、平成15年度が6件となっており、そのうち何らかの対応が必要とされた相談処理件数は、年度ごとに6件、12件、4件でございます。

相談処理件数22件の虐待別内訳は、身体的虐待が3件と、保護の怠慢・拒否、いわゆるネグレクトが19件であり、性的虐待と心理的虐待はありませんでした。虐待内容は、全国や山形県とほぼ同じような傾向を示しており、育児不安や負担感の増が原因となっているケースが多いようでございます。いずれにしましても、重大な事件に発展するようなケースではなく、児童相談所と連携のもとに、本市の家庭相談員や保健師などの訪問面接指導により解決が図られているところでございます。

次に、関係機関との連携状況についてでございますが、法律の施行を受けまして、児童虐待などの児童に関する諸問題を研究し、本市の未来を担う児童の健全育成を図ることを目的に、寒河江市児童問題連絡会議を平成12年12月に設置しております。連絡会議は、福祉事務所長と市内にある児童の健全育成に携わる方で構成し、メンバーは小中学校の養護教諭、就学前児童施設長、児童養護施設長、民生児童委員協議会長及び主任児童委員、それから警察署の児童担当者、保健師及び家庭相談員のほか、福祉事務所児童担当職員となっております。会議におきましては、法律の周知徹底と現状把握及び情報交換などを通じて未然防止や意識の啓発に努め、関係機関の連携の強化を図ってきたところであります。

一方、県においても、児童虐待防止ネットワークとしまして、ブロック別に四つの児童虐待防止連絡会議を組織しております。本市は村山地区に所属し、医師会、家庭裁判所、警察署、校長会、各市町村関係者などととも、虐待防止のための意見や情報を交換し、さらに円滑な業務の推進と関係機関との連携強化を図っております。

そのようなことでございますので、今後とも児童虐待が心身の成長、人格の形成に重大な影響を与え、子供の一生を左右することを受けとめ、きめ細かな行政サービスの実施、連帯性のある地域社会の創成に努め、児童虐待などが起こらない、起こさない、子供を健全に育てる家庭基盤づくりを支援してまいろうと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 榎津博士議員。

榎津博士議員 御答弁ありがとうございました。

建設発生土につきましては、確かに国の動向とかいろいろな部分がありますものですから、本市だけでは解決できない部分もたくさんあると思います。

現在、県当局から建設発生土の有効利用の実施について、少しでも具現化すべく検討してほしいという依頼がありまして、社団法人山形県建設業協会西村山支部で建設発生土検討委員会を発足し、山形県と協議しながら問題解決に向け努力しております。そして、西村山から有効利用実施先進地域として県全体に発信しようと一生懸命取り組んでおります。

私は、その中心である寒河江市、本市において、同じ歩調で歩んでいただければと考えている一人であります。国が指針を打ち出し、実施している現在、やはりできるところから少しでも取り組んでいくことが必要でありますし、国からやれという指示が来るかもしれませんが、その前に本市や本市を取り巻く環境についても精査しておく必要があるのではないかと考えております。その点、当局でも重要視していただいて、検討しなければならぬと考えますので、循環型社会基盤整備の一環として、検討会や協議会を立ち上げ推進すべきだと考えますが、市長の見解をお伺いしたいと思っております。

また、虐待についてであります。本市でもあったのかということをお聞きし、大変残念に思っているところであります。

さきに関催された虐待防止法の改正案についての審議で、子供保護を拒む家庭への警察官の立ち入り権が見送られたということがありました。児童相談所や警察が現行法をより積極的に活用して、子供の安全確認や保護に当たるよう義務規定を設けることになりましたが、先ほど言った、警察官の立ち入り権が見送られたということで、虐待だとわかっていても、これまで中に入って子供を保護できなかった。それが、また同じように見送られて、強制的な捜査ができなくなったということになります。確かに捜索などの令状主義を定めた憲法との整合性をとるという点では、立ち入り権というのは見送られても仕方ないと思うのですが、前進したようで全く前進していなかったような、何かもやもやした気持ちを持っております。

先ほど市長の答弁にもございました、「虐待を受けた子供」が「虐待を受けたと思われる子供」に拡大された点については、一定の理解を示しますけれども、逆に言えば、結果的に行政や関係機関のより一層の対応のあり方が問われるようになったわけでありまして、先ほど会議を開いている連絡調整をしているとありましたが、当局の対応が迅速かつ適切に遂行されるようより一層整えて、施策を講じていく必要があると思われまして、その点については、今後とも連携を密にさせていただいて、児童虐待はあってはならないのですが、早期対応、適切な処理をしていただきたいと思っております。

先ほど言いました、残土検討委員会の協議会などを設置する件につきましてお話をいただき、第2問にいたしたいと思っております。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほど答弁申しあげましたが、有効利用というのは本市だけではなくて、発注者も市なり、県なり、そしてまた国なりがございますし、広範囲に検討すべきものだと思っております。ですから、まずは山形県の村山総合支庁西庁舎と協議しながら、財団法人ですか、県の建設業協会西村山支部で検討委員会が発足したことを受けまして、村山の総合支庁と十分協議しながら検討したいと思っております。

それから、警察官の問題でございますが、御指摘のように法律が一部改正されまして、警察官の立ち入り権が先送りされたということで、行政の方でなお一層頑張らなくてはならないという事態になったわけでございます。これも、大阪府岸和田市の事件などを受けまして、警察官の立ち入り権の新設が焦点になっておったようでございますが、警察官の立ち入りは法律に盛り込まず、3年後の再見直しまで検討することになったようでございます。

それで、行政機関の方で頑張らなくてはならないわけでございますが、児童虐待を受けたと思われる通告を受けた児童相談所が、子供の安全確認、または1次保護のため立入調査をする際、子供との面会を拒む保護者の場合や施錠している場合などには、必要に応じ、適切に警察署長に援助を求めなければならないと言っているようでございますので、虐待への対応につきましては、児童の日常の状況を十分に把握している学校あるいは幼稚園、保育所とのより密接な情報交換とともに、児童相談所や警察署及び地域の関係者と適切な連携協力の確保がなお一層必要になり、努めていかなければならないものになったんだろうと考えております。

また、休日夜間の緊急時におきましても、児童相談所との間に緊急連絡網を整備しておりますので、こういう時間帯におきましては、迅速かつ適切な対応ができるものと思っております。

以上でございます。

平成16年6月第2回定例会

佐竹敬一議長 榎津博士議員。

榎津博士議員 ありがとうございます。

今後とも佐藤市長におかれましては、ソフト面での環境整備と虐待の発生しにくい社会基盤整備の方に御尽力いただきますよう切にお願いして、質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

石川忠義議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号3番、4番について、8番石川忠義議員。

〔8番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、通告している事柄について御質問いたしますので、市長の御答弁をよろしくお願い申し上げます。

6月に入り、本市は街路樹の草植物も咲きそろい、今からが1年を通して一番美しく輝く時期を迎えました。間もなく始まる花咲かフェアINさがえ、さくらんぼ狩りツアーとたくさんの観光客でにぎわう季節になりました。また、姉妹都市寒川町議会からも6月17、18の両日、親善訪問に来てくださるとか、心より歓迎申し上げます。全市民挙げて、観光客の皆様方をおもてなしの気持ちで歓迎してくれることと確信いたしております。

さて、通告番号3番、合併断念と市制施行50周年記念事業について、まず御質問いたします。

西川町、朝日町との1市2町による合併問題は、昨年7月1日、本市に任意合併協議会を設置いたしました。8回に及ぶ任意協議会をこなし、26項目の合併協定素案を決定、建設計画案でも6項目を決定いたしました。

これまで、本会議において合併についての質問が多く出ました。私ども緑政会議員は、合併の必要性を訴えてまいりました。御案内のとおり、少子高齢化による人口のアンバランス、それに伴う税収の減少による三位一体改革の推進が昨年6月に示されました。それらを勘案しますと、今それぞれ置かれている自治体は、特に地方において財政的な窮地に陥ることは火を見るよりも明らかであります。

事実、その改革の初年度として、16年度の国の地方財政計画では税源移譲額が6,500億円であるのに対し、国庫補助金、負担金、地方交付税の削減額は3兆9,000億円と6倍もの額が地方にとって少なく交付されたと3月議会でも述べました。自立の道を歩むと主張している大江町長も、今春の町長選挙で無競争当選した第一声の弁は「16年度予算は非常に厳しい」ということでもございました。ちなみに、大江町の15年度一般会計予算額が約54億円に対し、16年度では47億円と大幅にダウンしております。大江町ばかりではなく、いずれの自治体も五十歩百歩で、今後大きな財政状況の悪化が問題となります。

このように、本市も含め、いずれの自治体においても、少子高齢化の波は避けられず、大きな財政問題を抱えるわけであります。とりわけ西村山地方の高齢化率は県内でも一、二番と高い地域でもあります。他自治体のことは心配するに及びませんが、どうする考えなのでしょうか。合併すると、本市の借金返済に振り分けられるようなうわさを流したチラシも見られましたが、全くの詭弁であります。そんなことを信じた町民がいたならば、大変不幸なことです。例えば、建設計画案の一つに、特例債を使った平塩橋の新橋かけかえの計画もございました。平塩地区、中郷地区、金谷地区、及び市民の大多数の人が大変そのことに期待しておったわけですが、本当に失望しております。

昨年9月議会での私の質問に対し市長は、当時の合併理由書には、時代の推移を見詰め、小異を捨てて大同につき、拳郷一致（村を挙げて）住民融合をもって、地方住民の恒久的な福祉を増進するために町村合併を企画した。かくして、強大なる行財政力をもって市制を目途とし、富裕にして独特なる寒河江川文化を形成せんとすると書き残されていると申しました。その後50年が経過し、その合併理由書は確実に履行されました。このすばらしい寒河江市の発展と市民性に好意を寄せている他自治体の方々の、ぜひ寒河江市に住んでみたいという声ますます大きくなっております。

しかし、急速な少子高齢化の到来で、今までのように右肩上がりの経済成長は望めません。世界経済もグローバル化の一途をたどっております。1市2町の首長は、合併の実現を目指して任意協議会を設立し

たはずです。特に市長はリーダーシップを発揮して、合併の実現に向かってきたわけですが、どうして2町が合併に踏み切れなかったのか、市民の前で御所見をお述べいただきたいと思います。

さて、合併がなされないと決定した現在、今まで以上に本市独自のアイデンティティーを惹起し、この恵まれた地域環境を生かした独自の路線を確実にしなくてはなりません。これまで築いた第3次、第4次振興計画も着実に実施され、大輪の花が咲きました。しかし、本市の発展はこれで終わりではありません。政治は、時代に沿った終わりのないマラソンなのです。今後20年、30年後、歴史の中で子々孫々に喜ばれるふるさとづくりをしなければなりません。市政に携わって20年、市長の集大成を込めた今後の施策はどのように考えているのか。今後、本市の目指すものは何かお伺いいたします。

今進行中の第4次振興計画は、平成17年で完結いたします。18年度からの第5次振興計画は策定するのか。策定するとすれば、どのようなものでいつごろから策定作業に入るのか、御所見をお伺いいたします。

次に、市制施行50周年記念事業計画についてお伺いいたします。

この件につきましては、昨年9月議会で質問いたしました。市制施行50周年、さきに述べましたとおり、半世紀を経て本市は大きく発展してまいりました。昭和29年8月1日に1町4村、いわゆる寒河江町、西根村、柴橋村、高松村、醍醐村が合併、寒河江市が誕生いたしました。その年の11月1日、白岩町、三泉村が寒河江市に編入合併され、今日の寒河江市の行政区となったわけであります。私の質問に対し市長はるる詳細に答弁してくれましたが、結論は「50周年記念事業は合併がなかった場合と、合併をする場合の二本立てで考えなければならない。その場合、内容等については、今後合併の推移を見てから十分検討したい」と申しております。

さて現在、1市2町の合併は、さきに申したとおり、合併特例法の期限内にはありません。これまで、昭和59年の市制施行30周年には、市の木、市の花を制定、平成6年の40周年記念にはせせらぎ宣言を行いました。それらを踏まえて、50周年記念事業計画は、今後実行委員会を発足させて具現化したいと思います。時期的なものを含めて御所見をお伺いいたします。

また、16年度予算では、市制施行50周年特別番組制作・放送及び市民歌制定予算も採択されております。具体的にはどのような考えをお持ちなのかお伺いいたします。

次に通告番号4番、山形自動車道（国道112号線を含む）の地すべり対策等についてお伺いいたします。

5月16日、国道112号線の朝日村田麦俣付近で小規模の滑落が続いているため、復旧の見通しが全く立たず、国土交通省酒田河川国道事務所から、当面全面通行止め規制を継続するとの発表がありました。そのとき私は、またかと瞬間思いました。

現場は、国道から湯殿山スキー場方面に約40メートル上がった村道の斜面。4月13日、村道ののり面に大量の雪解け水によってできたと思われる亀裂を確認。その間いろいろな対策を実施しましたが、雨天が続くため、5月10日に村道を全面通行止め、その後も小規模な滑落が続き、地すべりが発生した場合は下の国道まで影響が及ぶことも懸念され、同事務所は5月16日午前0時から湯殿山神社入り口から山形自動車道湯殿山インターチェンジ付近まで約10キロメートルを全面通行止めいたしました。

通行止めは山形自動車道との共用になっているため、高速道を使った通行も不可能になりました。この自動車道は、内陸部と庄内地方を結ぶ県内の大動脈であります。それが一たんまとまりますと、特に本市は大打撃を被ることは御承知のとおりであります。そこで、現在の地すべりの状況と、今後の見通しはどうかお伺いいたします。

さて、今回も生活道が絶たれたので、ホテル、民宿、観光施設、高速バス、物流がストップしました。中でも、内陸から通学していた高校生が、高速バスの迂回運行のため授業時間に間に合わない憂き目に遭いました。現在、高速バスとして本市のバスストップを通過している運行系統は2路線あります。一つ

は、仙台、酒田、秋田の本庄までの路線が13本、所要時間4時間10分であります。もう一つの路線は、山形、鶴岡、酒田間の10本、所要時間2時間5分であります。特に高速定期路線バスは、定時制を守ることが最低の条件であります。今回の場合は、通行どめのため、やむを得ず臨時ダイヤで5月20日から運行しました。

新聞報道によりますと、西川町では5月18日、地元の産業や町民生活などに影響が及ぶことが懸念されるとして、役場内に対策連絡会議を設置いたしました。その中で、国道112号線全面通行どめ、月山道路通行どめなどの告知により通行可能区間である寒河江市、西川町にも通行できないとの誤解が生じているという指摘が出ました。そこで、情報の発信が急務だとして、国土交通省や町商工会、報道機関などとの連絡体制を強化することを確認いたしております。

翌5月19日、県村山総合支庁にも、懸念される産業活動の影響に全庁挙げて対応するための連絡会議を設置いたしました。この会議では、寒河江市の寒河江サービスエリアの売り上げが平常の80%以上減少。チェリーランドのさくらんぼ会館では、名物のアイスクリームの売り上げが20%から30%の減。

このような全面通行どめが長期化した場合、本市にとってははかり知れない大きな問題になるはずです。幸いにして6日間の全面通行どめで終わり、5月22日から湯殿山スキー場入り口付近の500メートル区間を片側交互通行として開放になりました。しかしこのことは、これからの観光シーズンに大きな障害にならねばと老婆心ながら心配されます。

この間、本市においての対応策、及び長期化した場合の危機管理対策はどうなっていたのかお伺いいたします。

さて、さきにも申しあげましたが、この道路は本市の幹線道路であります。この道路は豪雪地帯の山岳道路であり、山形自動車道、自動車専用道路、国道112号線と入りまじり、特に国道付近で大きな災害が起きております。例えば平成8年6月中旬ごろに八紘沢橋の橋台付近の地すべりがあり1週間程度の通行どめがありました。橋に穴が生じて一時通行どめになったときもあります。

本県は、これから本格的な観光シーズンを迎えます。7月から9月にかけて、県とJR6社がタイアップして行う大型観光誘客戦略、いわゆるデスティネーションキャンペーンも始まります。本市においても、6月12日から花咲かフェアINさがえ、あわせて本格的な露地物のさくらんぼ狩りが始まります。

国土交通省では管理者として、災害が発生しないよう十分な管理体制及び情報収集に全力を挙げていると思われまふ。それと同時に、沿線関係自治体も常日ごろから連絡を密にして、大きな災害が発生しないよう、組織づくりをし、県・国との対策を密にすべきと思われまふ。

さきに申しあげましたが、問題の多い道路であります。幸い市長は、山形県道路整備促進協議会会長としての立場もございます。問題箇所をリストアップして、道路改修を含めた対策を進め、二度とこのような災害が起こらないように御尽力をお願いいたします。市長の御所見をお伺いして、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、合併を断念しなければならなかったことの所見についてでございます。

西川町、朝日町が合併に踏み切れなかったということ、そしてその所見ということでございますが、御案内のように、昨年7月に任意合併協議会を設立するに際しまして、1市2町の首長とも、日常生活圏内での合併により行財政基盤の確立を図り、多様化・広域化する住民ニーズに的確にこたえ、広域的な新しいまちづくりを進めていくべきであるという考えで一一致いたしました。

また、合併するならば、合併特例法の期限内という考えも一致しましたが、両町長とも合併した場合の新市の姿と合併しない場合の姿の双方を町民に示し、合併に関する町民の意見と議会の考えを踏まえて、法定合併協議会の設立を判断したいとのことでありました。そのため、任意合併協議会において精力的に審議を重ね、昨年12月までに合併協定素案と新市建設計画案を策定し、合併した場合の新市の姿を描いたところであります。

任意合併協議会の解散につきましては、先日の議会全員協議会で説明申しあげましたが、両町において座談会とアンケートを行ったところ、合併は反対とする町民が賛成とする町民を上回る結果となりました。両町は、この住民の意思を尊重し、議会との協議を経て、法定協議会への移行を断念せざるを得ないと判断したとのことでございました。

任意合併協議会で作成した合併協定素案は、サービス水準の高い寒河江市の例によると調整されたものが多く、また町独自のサービスの継続を強く求められたものについては、1町だけの区域でのサービスも容認するなど、両町に配慮した、さらには両町にとって合併後、ほとんどが現行以上のサービスを受けられる内容であったと思っております。

また、建設計画案についても、合併特例債を活用して、両町の現在の財政状況では実現が難しいと思われる事業も盛り込むなど、合併後の新市に夢の持てる内容となっており、両町の町民が合併協定素案と新市建設計画案を理解していただければ、必ずや合併に賛成していただけるものと確信しておりました。それだけに、特に西川町において、任意合併協議会で調整された内容を町民が十分理解できるような説明がなされたのか、またアンケートについてもきちんと判断できる設問の設定であったのかという思いがいたすわけでございます。

私はこれまで何度も、合併に前向きな町と合併を進めていくと申しあげておりますので、両町が合併特例法の期限内の合併を断念せざるを得ないと判断されたことにつきましては、これから三位一体改革の実施の中で、地方自治体の財政構造は大きく変わるとしており、また地方自治体はこれまで経験したことのない難しい、そしてまた厳しい状況に直面している今日でございますので、この断念は両町にとっても、当地方の将来のためにも、非常に残念な結果であると受けとめております。

次に、第5次振興計画の御質問でございます。

御案内のように、新第3次振興計画、そして第4次振興計画に基づいて着実に事業を進め、市民とともに活力あるまちづくりを実践してきたところでありまして、このまちづくりは内外から高い評価を得ております。

今後の本市の目指すものと第5次振興計画についてということでございますが、これまで御案内のように、合併した場合の新市のまちづくりをどうするか検討してきましたが、任意合併協議会の解散を踏まえ、今後、第5次振興計画の策定に取りかかかなければならないと思っております。合併が白紙に戻ったとはいえ、本市が西村山地域の中核都市であることに変わりはないわけございまして、今後のまちづくりの根幹といたしまして、西村山地方全体の発展を見据えたまちづくりに取り組み、西村山地方の中核都市

として、求心力のあるまちづくりを目指していかなければならないと考えております。

また、第5次振興計画の骨子についても、今後検討していくこととなりますが、現在の厳しい財政状況を踏まえ、その中に行財政改革の趣旨も盛り込んでいきたいと考えております。

振興計画を策定する際には、振興審議会の設置を条例で定めておりますので、その規定に従って進めてまいりたいと考えております。

また、振興審議会に諮問する原案を作成するため、庁内の職員による検討組織を設置する考えであります。そして、振興計画策定を進めていくため、この6月1日に人事異動を行い、企画調整課の担当係の人員を増員したところであり、今月から策定作業の途につきたいと考えております。

それから、50周年記念事業の内容についてお尋ねがありました。御指摘のように、本市の昭和の合併は昭和29年8月1日ですが、その同じ年の11月1日に白岩、三泉が編入され、さらに翌年12月31日に三泉地区の一部が分村し、今日の姿になりました。

ことして市制施行50周年を迎えるに当たりまして、5月25日に助役を本部長とする市制施行50周年記念事業庁内推進本部を組織いたしました。記念事業を実施し、市民とともに半世紀を振り返り、次の50年、100年へとつなぐものとして、11月1日に予定されている記念式典を目標に八つの事業を展開しようとするものでございます。一つ目には記念式典、二つ目には記念番組放送、三つ目には市報の縮刷版の発行、四つ目には市民歌の制定、五つ目には寒河江駅前事業の完成記念としてモニュメントの設置、六つには花咲かフェアINさがえの実施、七つには長岡山に50周年にちなみ松500本の記念植樹、八つには森山良子のコンサートなどを記念事業として予定しておりますが、ほかにサガエギボウシを本市の葉として制定してはと考えております。

特に御質問の記念番組の制作でございますが、過去の映像を使ってさくらんぼ、花、緑、せせらぎ、そしてみこし、慈恩寺などを核に、将来を展望しようとする番組を考えておりますが、これから細部の点を詰めていかなければならないと思っております。

また、市民歌の制定でございますが、歌詞を一般に募集し、曲を専門の方に頼もうと思っております。歌詞は寒河江市の自然景観、歴史や文化などとともに将来の躍進をイメージするもので、子供からお年寄りまで時代を超えて次世代へと受け継がれるものをテーマに、今月の6月5日号の市報に掲載し、募集を開始しようとしております。制定されれば、11月1日の記念式典には披露してまいりたいと考えております。

次に112号の地すべり等対策でございます。

新聞やテレビの報道で御案内のとおり、朝日村田麦俣地内で発生しました地すべりによりまして、5月16日から、国道112号のうち湯殿山神社入り口から山形自動車道湯殿山インターチェンジ付近までの約10キロ区間が全面通行どめとなり、山形自動車道の通行どめとなった区間と共用しておりますことから、これにより内陸と庄内を結ぶ高速自動車道も事実上ゲートを閉ざされた状態となり、高速バスの乗りおりができなくなるなど、各方面に深刻な影響が出ました。御指摘のとおりでございます。

当初、地すべり現場は危険な状態で、復旧までに長期化する可能性もあるとの報道がありましたことから、本市ではチェリーランドや温泉を初めとする観光や、6月上旬から始まるさくらんぼ観光全体の影響が懸念されました。通行どめ2日後の18日に、国道を管理する国土交通省酒田河川国道事務所から、24時間体制で実施した応急工事の結果、22日午前5時に片側交互通行の規制ではありますが、通行可能となり、高速道の利用もほぼ平常に戻りました。

また、28日の状況では、応急工事により、地すべり現場の地盤が比較的安定していることがわかり、復旧のめどが立ったことから、6月上旬に規制を解除し、全面開通する予定であり、引き続き地すべり面の全体像把握に向けて、解析を続けると聞いたわけでございます。

けさの新聞を見ますと、昨日の2日午後2時に全面解除されたと。これにより、18日ぶりに全区間が対

面通行できるようになったと報じております。

今回の通行どめに対しまして、本市におきましては、連絡調整会議等の設置はいたしませんでしたが、県を初め関連する周辺市町と情報交換しながら、通行どめに伴う影響について、チェリーランド、観光さくらんぼ園、山形自動車道寒河江サービスエリア、それから温泉組合に聞き取り調査を行い、観光分野の影響調査を実施するなど情報収集に努めてきました。その結果、山形自動車道寒河江サービスエリアでは売り上げが平常の80%以上減少し、またチェリーランドのさくらんぼ会館では、名物のアイスクリームの売り上げが20ないし30%減少しているなどの影響が見られ、5月19日に村山総合支庁において設置された連絡調整会議に状況を報告したところでございます。

本市の観光は、国道112号や山形自動車道を利用しての観光客が多く、さくらんぼの観光時期までには片側交互通行だけでもできるようになればという思いで、状況の推移を見ながら、対策について検討しておりました。こうした中、5月22日から片側交互通行となりましたことから、再度聞き取り調査を行ったところ、山形自動車道寒河江サービスエリアについては、ほぼ平常どおりに客足が戻り、そのほかの施設につきましても、予約のキャンセル等はないとのことでありました。

なお、通行どめが長期化した場合の対策につきましては、長期化すれば、観光のみならずあらゆる産業に影響がすることから、国・県と連絡調整を図りながら、商工、農協、観光、温泉、運輸などの関係機関や団体による連絡会議を設置するとともに、対策について協議する考えでありました。

なお、議員の御指摘のとおり、国道112号の朝日村田麦俣地内では、平成8年6月に八紘沢橋の橋台に地すべりによる亀裂が発見されたため、6月11日から15日まで、月山新道が開通して以来初めての通行どめとなり、ピークを迎えるさくらんぼ観光時期を前に、旅館やチェリーランドでは団体客の予約取り消しなどの影響がありました。また翌年、平成9年4月1日には、大清水橋の床版陥没により一時通行どめになり影響が心配されましたが、幸いその日のうちに片側交互通行となったため、目立った影響はなかったという経過がございます。

これら二つのことは、山形自動車道が寒河江までの供用となっていたときのことでありますが、今回は山形自動車道が全線開通して以来初めての全面通行どめであり、長期化していた場合、本市や沿線市町村のみならず、県全体の流通、観光など、産業に与える影響ははかり知れないものがございます。

県では、今回の通行どめに関し、今後このような自体に陥らないよう、国に対して国道の維持管理に万全を期すよう要望していくとともに、国道112号との共用区間の高速化のため、基本計画区間から整備計画区間への格上げを引き続き要望していく予定と聞いております。さらに、今回迂回路としての役割を果たした国道13号及び47号の整備充実並びに東北中央自動車道や高規格道路新庄酒田道路の早期ネットワーク化の重要性が改めて認識されたことから、国に対し、これら道路の整備促進要望を実施する予定と聞いております。

お話にございましたように、私は山形県道路整備促進協議会の会長でございますが、今回の通行どめが県内に及ぼした深刻な影響を考え、役員諸氏とともに協議を行いながら、これら事業の早期着手について、関係機関に対し強く要望してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時20分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

石川忠義議員。

石川忠義議員 第1問に対する御答弁、ありがとうございます。

それでは、第2問に入らせていただきます。

まず、合併に関してですけれども、私も第1回の任意協議会から8回まで毎回出席させていただきまして、両町、また本市のいろんな合併に対する意見を聞かせてもらいました。その間市長を初め、委員の議長、本当に御苦労さまでございました。また、関係した皆さんも本当に御苦労さまでございました。

その任意協議会をずっと聞いておりまして私が一番感じたことは、対等合併と申しまして、2町には吸収合併されるのではないかという感じが最後までとれなかったのかなと。いろんな合併協定素案、また建設計画も決議してもらいましたけれども、いま一つそういう感がぬぐい切れなかったのかなと思います。

また、どうしても寒河江市、本市の地域性、また西川町、朝日町の地域性の格差というか、考えの違いで、どうしても今の時期に結びつくことができなかったのかなと。例えば寒河江市はいろいろな面でせつかちと違いますか、一生懸命いろいろなものでやっている。両町はのんびり型というか、いい言葉で言えば、落ちついた行政をやっている。寒河江はいろいろな開催をやっている。そういう一つの違いが、いろんな考え方の違いとして、合併断念となったのかなと私なりに考えたわけですけれども、市長の考えはこれに対してどうなのかということでお聞きしたいと思います。

また、市長も先ほど第1問の答弁でおっしゃってくれましたけれども、アンケートに先立って開かれた西川町の町民座談会におきまして、町の方で合併してもしなくても何ら変わらないんだということを言っているようです。自立した方が思いどおりのまちづくりができるんだなどの見解を示していると聞いております。そういうことであれば、幾らいい合併の素案をつくったとしても、町民は首長とか説明される人の意見を聞くのは当たり前だと思うので、そういう行政側の方の発言も、私としてはちょっと理解に苦しむということであります。

確かに2町とも立派な町長初め、いろんな職員の方がおります。これからの厳しい行財政改革の中で、寒河江市もまず2町と合併して、これからのいろんな地域づくりをしていきたいということだったと思いますけれども、先ほど申したように、いろんな考えの違い、またこの場に来て、そういう考えが縮まらなかったということが非常に大きな問題なのかなと思っております。

また、近松町長が5月29日の最後の任協のときに、町民が新市の構想にわくわくするような夢を描けなかったということを述べております。私は、わくわくするような構想というのはその人々によって違うと思いますけれども、いろんな協定項目の中で、さっき市長も答弁いたしました、サービスは高い方、負担は低い方という基本的な考えの中でやってきたわけですから、具体的ないろんな夢というのは、法定協議会に入ってから具体的に進むのではないかと考えております。近松町長がそういうことを言ったわけではないでしょうけれども、町民が言ったということですが、私はその考えはちょっと違うのではないかなと思っています。

また、朝日町におきましては、朝日町長は財政の厳しい折、合併をすべきだと終始言っておりましたけれども、いかんせん大江町が合併に入らないということで、座談会において「大江町が入らないのに、何

で朝日町が入らなければいけないんだ」と。そういうジャンプステップのような格好で寒河江市と合併するのは、まだ時期尚早なのではないかという声が非常に大きいということで、合併に対する反発があったということも聞いております。しかし、朝日の清野町長は、最後の記者会見の席で、今後近い将来合併するにしても、このたびの合併は対等合併でやるということであったけれども、今度いつかする時には、対等合併にはならないだろうなという一抹の心配をされておったような発言をしておりました。

私は、合併するという方向で協議した中で、こういう結果になったのは非常に残念なんですけれども、立派な寒河江西村山の歴史がありますから、いつかは1市4町の合併も視野にあるのかなという考えを持っております。市長としては、今後どのような方向づけを持っているのか、この辺もお聞かせ願いたいと思います。

また、このたびの112号線の通行どめにつきましては、第1問でも申しあげましたとおり、開通以来何回も通行どめとか、片側通行どめとかがございました。山形自動車道、自動車専用道路の中に国道112号線という道路が入っていることが非常に大きなネックになっております。

皆さんが認めているとおり、この道路が閉鎖、通行どめになりますと、沿線自治体や山形県にとりましては、非常に大きな痛手になります。そのことを思いますと、地域住民からしてみれば、そういう事故が起きないように常日ごろの管理をしてもらいたいということはあるかもしれませんが、起きた場合どうするのかということで、観光施設者とか運輸業者など道路で潤っている方々は、対応策がないと申しております。このたびは特に、現場の状況が我々に入っていないとか、観光客に聞かれても説明ができない。あと、おおよそでも日程がわかれば対応の仕方が全く違うとか、予約を入れるか入れないかかなり悩んだとか、いろいろな心配事があったようでございます。

全面開通して、できて20年ぐらいの道路に、このように多くの災害が発生するのなら、何らかの手を打って112号線を迂回道路にするとか、自動車道をきちっと作り直すとか、そういうことに今からもっていかないと、常に通行どめの心配があるというようなことになると思います。特にあの地域は豪雪地帯で、いろんな面で過酷な自然状況があるわけです。人間の考えには及びのつかないような事故が起きることも想定されまして、市長も先ほど、一刻も早く、県・国とのいろいろな対策をすると御答弁なさっておりますけれども、これについても、今後どういう具体的な構想を持っているのか、市長からお聞きして、第2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、合併のことですけれども、任意合併協議会の合意というのは、委員の皆さんが全員賛成すると、全員の合意を得たということで、そういうことをしょっぱなの協議会のときに決めております。ですから、協定素案、それから建設計画に至るまで、調整する際に当たりまして、全部全員合意、全員が納得して、これでよかろうということになっての協議の結果でございます。

それから、まず前提といたしましては、1市2町の枠組みなんだということでございまして、1市4町でも話し合いになりましたけれども、ほかの2町は、理念が違うとか、あるいはまだ早いとか、あるいは自立の道をたどるということで任意協議会そのものにも参加しませんでした。せめて任意協議会に参加という呼びかけ、話し合いにはなったわけですけれども、それにも参加しないということで、残ったといいますが、合併を希望している西川、朝日と寒河江ということになりました。その際には、1市2町の枠組みでいきましょうということでのスタートでございます。

御案内のように、17年3月までをめどに合併という合意のもとでの任意協議会のスタートでございますから、両町が反対と判断した理由の中には、まずは枠組みがおかしいとか、それから来年3月までの期限では早過ぎるということ、今さら申しあげておるわけでございます。ですから、最初にみんなで合意して、みんなで納得してスタートしたことがほごにされたという感を免れないと思っております。

それから、議員がおっしゃりますようなアンケートの結果、それから説明会のお話が出ました。私も両町の説明会、特に西川町の説明会の資料なり、アンケートを見せてもらいましたけれども、1市2町で合意した任意協議会の協定素案、あるいは建設計画という定めたものを、十分町民に御説明になったのか、非常に疑問視されるということが一つ言えると思っております。任意協議会の委員の中で、これは新しい市の姿が見えてくるなど。新しい夢の持てるものなんだと合意したはずですけれども、それが町民の中に十分説明なされなかった、伝わらなかったということが、私は残るのではないかと思っております。

それからまた、アンケートにいたしましても十分その辺のところ、合併してもしなくてもいい、かえってしない方がいいんだと誘導した感の見える設問が多岐にわたってございまして、合併しなくてもやっていけるんだと言うならば、町民はそのとおりになるんじゃないかと思っているわけでございます。新聞の記事を見ましても、アンケートに先立って開かれた町民座談会で、町は合併してもしなくても変わらない、自立した方が思いどおりのまちづくりができるなどとの見解を示しているということでございまして、そういう座談会の考え方がアンケートにもあらわれております。

議員もアンケートの用紙をごらんになったと思いますけれども、非常に抽象的な、あるいは調整結果を受けたアンケートではないような気がします。そしてまた、先ほど申しあげました枠組みの問題にしましても、もっと枠組みを違ったものに検討すべきだというような設問の仕方もございまして、それから合併で協議した内容は何年かすれば守られなくなるという設問もしてございまして、さらにまた一部事務組合で処理すれば、一部事務組合の業務を拡大していけばやっていけるんだという、これまで任意協議会で協議したこととは違った設問の仕方をとっているの見ざるを得ないのではなからうかという気がします。どうも合併に対しての説明、あるいは1市2町にとってこれまで以上のサービスが受けられるという調整内容が十分伝わらなかったということがあると思いますので、非常に残念だなと思っております。

そういうことで、今後、合併はどのようになるのかということでございまして、本市といたしましては、何遍も申しあげましたように、寒河江西村山、当地方の中核都市としての存在は変わらないと思っておりますし、そういう中核都市としての力を蓄えて、本市として魅力あるまちをつくって、そしてそれが周辺の町におきましての求心力のあるまちづくりを進めていかなければならないと思っております。今後、合併したいという声があるならば、それは拒まないということだろうと思っております。

それから112号関係でございます。あのとおりわずかな期間ではないが、本当に1日、2日でも大変な

影響を及ぼします。思ったより期間が短くて済みましたが、短期間でも閉鎖される、あるいは片側通行となりますと、大変な影響を与える。これはあらゆる分野におきまして、沿線の市町村ばかりではなく、ほかの市町村、県内全体につながっているもので、観光という一分野だけにとどまらず、あらゆる産業に大きな影響を及ぼしているということが、まざまざと見せつけられた状況にあるかと思っております。

それにおきましては、公共的なアクセス、道路網を整備しておかなくてはならないということを中心に痛感し、今後はあらゆる団体、県を挙げて、整備を促進していく方向にもっていかなくてはならないと思っております。そうでなければ、二度とこういうことを繰り返すことのないようにとつくづく痛感しております。沿線の市長として、あるいは県内の団体の一員としても本当に痛感して、これまでもやってきましたけれども、こういうことを契機に、さらに活発に運動を進めなければならないという思いをいたしているところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 3問に入りますけれども、合併協定の中で、合併すると西川町立病院が診療所になるとか、朝日町立病院が診療所になるというわけもあるやに聞いておりましたけれども、私は14年度の決算を見ますと、西川町立病院には1億9,500万円、それから朝日町立病院には1億7,000万円が流出しているということです。よその自治体ですから心配することはないのですけれども、このままでいくと、だんだんと補助金が多くなって、本当にもつのかなと心配しているわけです。この辺も、合併すれば、きちっとした医療体制がまた確立されていくのかなと思っておったところです。

最後になりますけれども、合併が今回ないということで、寒河江市におきましても、助役、収入役を初め、新しい執行体制になったわけです。これから行財政面で大変なことはありましようけれども、この時世を乗り切って、寒河江西村山の中核都市になるように、我々も一生懸命協力しますので、よろしく願いしたいと思います。以上で3問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 御案内のように、朝日、西川、大江、非常に高齢化率の高い町でございまして、そうでなくても少子高齢化が問題になっている時期でございますし、これからの人口推移を考えた場合に、暗たんたるものがあるという気がしないわけでもございません。ますます少子化が進み、生産年齢人口が少なくなる地域でもあると見られるわけでございます。

そういう分野におきましては、福祉、それから医療の充実が非常に大切ですので、今おっしゃったように、公立病院を持っているところもありますし、あるいは持っていないところもございますけれども、やっぱり公立病院の維持、そして福祉を充実させながら、少子高齢化に向けて、ほかの問題も大切、重要な問題でございます。対応が難しいのでございますけれども、そういう面は非常に厳しい問題になるうかと私は思っております。なお一層財政運営が難しく、また財政状況が厳しくなる折に、そういう面にどう立ち向かっていくかということは、これまで以上に大きな課題だと思っております。本市としても他山の石としまして、十分意を用いまして、本市の福祉向上、あるいは医療の充実にもっていかなくてはならないんだらうと思っております。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田伸一議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号5番、6番について、15番松田伸一議員。

〔15番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 私は、市民の方々から私に寄せられた質問や提言をもとに掲げました項目に従い、順次質問をまいります。当局の誠意ある御答弁を期待しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

質問番号5番、樹木管理について伺います。

長岡山南斜面の低灌木類の伐採は、ここ近年2度にわたり実施されたと記憶しております。最初に伐採されたときも質問いたしました。このたびはその規模も大きく、松以外の雑木は皆伐と言ってもいいほど切り倒され、閑散としてまいりました。

長岡山は、市長がいつも申されているように、市民にとりましてランドマーク的な存在であると言われております。長岡山に繁茂している樹木、野草、飛来する野鳥や昆虫類も含めて、一体としての位置づけと理解しておりました。そのような意味合いから、古松の道を整備したり、ツツジを植栽し、株数が東北一を誇り、見晴らし台やあずまやなどの設備を整えた観光資源となり、市民はもとより市外からも客を招いております。多くの市民に安らぎといやしの場を提供する施設になったと考えております。

古松の道は、四季を通し格好の散策コースとして親しまれ、また子供たちにとりましても、身近な自然環境を学ぶところとして大いに役立っております。児童センターが長岡山に設置されていたときには、樹木や野草に名札をつけたり、野草や樹木に番号をつけ、何番がどのような名前を持つものかをクイズ形式で学習するグリーンアドベンチャーコースを設置したり、学習面でも利用を図ってまいりました。そのような樹木も1本残らず倒されてしまいました。なぜ、いろいろと学習に役立っていた雑木の灌木類を切り倒さなければならなかったのか、その理由をお伺いします。

次に、樹木類の文化財について伺います。

市が天然記念物として指定している樹木類に松の古木が4本、ツツジの古木が2本、桂の古木が1本、キャラの古木が2本、ツバキの古木2本とユキツバキ群生地が1カ所、柿の古木が1本で6種類、13件が指定されております。ここ近年の気候は予想できないほど激しい変動の傾向にあります。季節はずれの高・低温、豪雪などの樹木に対する影響が心配です。指定を受けている樹木は老木類が多く、気候の変動に対応できているのか心配であります。指定を受けている樹木、記念物は、個人の所有になっております。そこでお伺いしますが、所有者に対し、管理や手入れの方法などどのように伝え、管理の情報提供などをどのようにしているのかお伺いします。

最後に、六供町跨線橋についてですが、間もなく跨線橋が供用開始になるわけで、全容をあらわしてまいりました。見ますと、仲田地区の側道部分に垂直で高く、長い壁面ができ上がりました。近隣に住む人たちから、壁面からの威圧と圧迫があり、閉鎖感があり、それに殺風景なので、何とか景観を考慮してほしいとの声があります。市ではどのような対策をお持ちなのか伺い、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

都市公園は、都市の緑の中核として、活力ある長寿福祉社会の形成、都市の潤い創出に資するとともに、自然との触れ合い、コミュニティの形成、広域レクリエーション活動など、多様なニーズに対応する市民生活に密着した都市の根幹的な施設でございます。さらに、災害時には避難地、避難路、火災の延焼の防止、ボランティアなどの救援活動拠点、復旧復興の拠点などの機能を発揮するなど、安全でゆとりある生活に不可欠な施設であります。

本市のランドマークである寒河江公園は、昭和28年5月に公園面積54.1ヘクタールを都市計画決定いたしまして、陸上競技場、野球場の運動施設や、つつじ園、さくらの丘などの整備を行い、これまでに33.1ヘクタールを開設し、多くの方々より御利用いただいております。

本公園において管理している樹木の面積及び種類については、主に松林が6.9ヘクタール、さくらの丘が3.1ヘクタール、つつじ園が2.2ヘクタールありまして、それぞれアカマツ、ソメイヨシノほか3種類の桜、オオムラサキツツジほか8種類のツツジがあります。そのほか、芝生広場、記念樹の杜などに多くの樹木が植栽されており、市内外から訪れる人たちの憩いの場となっております。

また、本市の防災計画では、市民の避難場所として指定されております。さらには、昨年実施した「親子ふれあいウォーキング」による小学校児童の自然体験や学習の場となるなど、多面的な用途を有しております。

これまで、松くい虫により平成8年度から平成15年度まで533本が被害に遭い、伐倒駆除により対応してきたところでございます。また、予防策として、マツノザイセンチュウ、いわゆる松くい虫でございますが、に感染することを未然に防止するため、薬液を樹幹に注入する方法も講じてまいりました。

なぜ雑木の低木類を切り倒したのかという御質問でございますが、このようにこれまでさまざまな対策を行ってきているにもかかわらず、特に陸上競技場の南斜面のアカマツに松くい虫の症状が顕著にあらわれるようになり、これまで行ってきた伐倒駆除や樹幹注入の方法では、寒河江公園のシンボルの一つであるアカマツに深刻な被害のおそれがあり、緊急雇用対策創出特別基金事業を活用いたしまして、松くい虫に感染した樹木を一掃するとともに、新たなアカマツの植栽を行うための準備として、雑木の下刈りを行ったところでございます。

また、アカマツは御案内のとおり、常に日光を好む種類のため、下刈りをしないと成長しない生態を持っております。ただし、下刈りを行うに当たりましては、自生しているウラジロヨウラクやガマズミなどの珍しい植物は極力保存するように努めたところでございます。

このようなことから、本年度予算に計上して、これまで伐採したアカマツの林を復元するため、西村山植樹祭にあわせ、市制施行50周年記念事業の一つとして、市民より植栽ボランティアを募り、山形県森林研究研修センターよりマツノザイセンチュウに強い遺伝子を持つアカマツの苗を提供していただき、アカマツの植栽作業に取り組む予定でございます。

今後においても、新たに植栽された苗木を管理するには、雑木に淘汰されないように、毎年下刈りを行わなければなりませんので、御理解いただきたいと思います。また、人工的な植林のほかに、実生林が自生できる環境整備も必要と考えております。

今後とも、本市のランドマークである寒河江公園の歴史あるアカマツ林を守り育てるとともに、市民の憩いの場、潤いの場としての機能を確保しなければならないと考えております。

次に、六供町跨線橋のことでございますが、柴橋日田線は、主要地方道天童大江線の一部で、市の東西を結ぶ主要な骨格となる幹線道路でございます。柴橋日田線六供町地内の整備につきましては、交通ネッ

トワークの確立と、鉄道平面交差の解消及び市街地とのアクセス機能の強化を図るため、平成6年度から県事業として、沼川にかかる塩水橋からJR左沢線を越え、寒河江高校及び六供町公民館までの延長824メートルを整備しているところでございます。

その中の西寒河江跨線橋につきましては、本市にとって八幡原、高松、若神子跨線橋に次ぐ四つ目の跨線橋となりますが、平成13年度から15年度まで下部工、上部工を施工し、本年度は舗装工、照明灯設置などの仕上げを行い、秋をめどに供用開始する予定となっております。その後、側道等の工事を行い、事業は今年度で完了すると聞いております。

そこで、西寒河江跨線橋でございますが、道路管理者である県では、シンプルなデザインで緑の比較的多いこの周辺の景観に調和する跨線橋を築造したということでございます。また、表面は今後における維持管理上、ひび割れなどを発見しやすいコンクリート面にしたということでございます。

御質問にありました、壁面からの威圧と圧迫、閉塞感があり、殺風景なので景観を考慮してほしいとのことですが、県では維持管理上、壁面に色を塗るとか、絵などをかくことは考えていないということでございます。私も絵を描くことは、落書きを誘発させることにならないか懸念されるところでございます。現状のままでよいと思っております。

なお、街路樹を植えることも一つの方法であると思っておりますけれども、地域住民の方々の要望で側道を広くしたことによりまして、歩道に街路樹を設置することができない状況になっております。本市では、花・緑・せせらぎで彩るまちづくりを行っており、宅地内及び周囲への潤いを保つための施策といたしまして、生垣設置奨励補助金の制度を制定しております。したがって、この制度を活用して道路沿いに生け垣を設置していただくことで、生け垣の緑と高さにより、壁面の圧迫感も緩和され、住宅側から見ても、沿道を通る人から見ても、心和む景観になるものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 市文化財樹木の管理指導についてお答えいたします。

現在、市で指定している天然記念物は、昭和39年に指定した衣笠の松から、平成12年に指定した新兵衛稲荷の松、葉山のユキツバキまで全部で13件ございますが、その所有関係について申し上げますと、たとえば市指定天然記念物であったとしても、個人もしくは寺社が所有者であるということでございます。

御質問の所有資産に対し、管理や手入れの方法など、教育委員会としてどのような指導対策を行っているかということですが、まず市指定天然記念物の管理につきましては、市文化財保護条例で、所有者は条例並びに教育委員会の指示に従い管理しなければならないとなっております。このような規定はございますけれども、もとより日ごろからそれぞれの所有者は、それぞれが所有する天然記念物を大事に心を込めて管理していただいているものと理解しております。

市では、これらの市指定天然記念物の管理保存のために、所有者に対し、市指定文化財保護育成事業補助金として、年額1万5,000円を交付し、管理活動に金銭面で支援しているほか、所有者から保護育成事業補助金の交付申請をいただく際に、所有管理している指定の天然記念物の生育状況をお伺いするなどして、状況を把握しているところであります。

また、特に所有者から管理や手入れについて問い合わせや要請等があった場合には、市文化財保護委員の中の植物有識者あるいは樹木医や山形県森林研修センター職員に専門的な診断、指導をお願いし、対応しております。加えて、市では年1回程度、特に必要と認めた市天然記念物の樹木について、樹木医による巡回指導も実施しているところであります。

これらの市指定天然記念物は、市民共有の財産として貴重な文化財であることにかんがみ、今後とも適切な管理をしていただくため、指示・指導に努めていきたいと考えております。今後においても、状況を的確に把握するとともに、樹木医による巡回指導や専門的指導などを継続していくことが肝要かと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 御答弁ありがとうございました。

最初に、長岡山の松についてです。低灌木類を切って、その後にもた新しく松を植栽するというお話でしたけれども、現在の状況を見ておきますと、伐倒したものをそのまま放置してあります。

それで、なぜ松が枯れるかというのは、松くい虫が主な要因だとは私も思っておりますけれども、松くい虫が入りやすくなる環境が事前に整っていて、弱ったところに松くい虫が侵入するんだと思うんです。あと、松を伐倒したまま、あそこに薫蒸のためにビニールをかぶせて放置してあります。

そもそも松は菌根植物だそうですけれども、松自身が根っこに菌を蓄えて、それを土の中の養分と分解させて養分として吸い取るので、そういう土地の栄養価の低いところに松が自然と生えてくるわけです。市長もおっしゃいましたように、一般的に言われる松は、陽樹といって、太陽の日を好んで生えますけれども、そんな環境であるわけです。またあれに松を植えるという、今現在、長岡山の地肌が非常に栄養価に富んでいて、富栄養化の状況にあるので、どのような生育状況になるのか非常に心配です。

そして、今松くい虫に強い松が育てられていますけれども、実際には実験段階で、その苗木を育ててからまだ10年とたっていないと思います。そういう経過で、果たして20年後、30年後、その松が本当に松くい虫に抵抗できるのかどうか疑問な面もあります。

私は、何も松を植えるなどというのではなくて、今まで松くい虫の被害を一生懸命になって防いできたんですけれども、その防ぐ方法がだんだんと疑問視されているわけです。マツノザイセンチュウを運ぶマダラカミキリがふ化するのがちょうど今ごろ、田植え時期だと言われてはいますが、現在まだ赤々として残っている木がたくさんあります。それも、もう赤くなって、そういう状況になった木からは、もうマダラカミキリは出てしまって、いないわけです。実際にああいう症状が出て、私たちが松くい虫で枯れていると判断するのは、もう1年おくれで、その前の年に全部マダラカミキリは飛び立ち、その後にああいう状況になる。そんなことも考えると、後追いでどんどん切っても、マダラカミキリが飛び立った後に切って後始末をやっているような状況で、切ると、1本の木の切り口から何百万匹というセンチュウが地上に放出される。そのセンチュウが松の木に侵入するわけではありませんけれども、それが持っている病原菌といいますが、そういうものがまた松に付着して、木を弱らせて、悪循環ができると言われています。私は学者ではありませんから、そう言われているそうです。

ですから実際には、松くい虫を徹底的にたたくには、これだけは守るといふ木の周辺に最後の防衛線を引いて、その周辺を徹底的に防除する。防除するのも非常に大変だと思いますけれども、マダラカミキリが木の中からふ化して飛び立つのに、大体木によって20日間ぐらい隔たりがあるんだそうです。温かい太陽の当たるところからふ化が始まって、北側とか日の当たらないところのマダラカミキリのふ化が終わるまで、1本の木でふ化が始まってから終わるまで20日間ぐらいかかると言われています。そういう状況で、どうしたら消毒が完全にできるか、私は専門家ではありませんのでわかりませんが、そういうふうにして守るべき木を標的にして、その周りを徹底的に消毒でもしない限り、松は守れないような状況になってきているのではないかと思います。

それから、たくさん栄養価のある土壌が長岡山の現在あるわけです。切られてそのままの状況で、栄養価の高いところに松が果たして好んで生育できるのかどうか。松が勢いよく育つには、栄養価が乏しくて、みずから栄養価を求めて根を深く広く張って、根粒菌を蓄えて、その根粒菌が土壌の中の養分を分解、吸収して成長すると言われてはいます。

そういう関係で、今までのああいう栄養価の土壌をどういうふうにして改良するのかなどは、私が詳しく言うまでもなく、先ほど教育委員長から答弁があったようにいろいろな専門家を、古松の育成にはそれだけお金をかけて、注意しながら育てているわけです。でも、今長岡山の繁茂している木も、1本、1本に例えれば、それだけ価値のある木と判断すれば、そういう専門家の知識をもっと導入して守ることが、私は大切ではないかと思っています。

それから、どういう植栽をするか私はわかりません。一つの面積で同じ種目の木をたくさん植えるのも一つの方法だと思います。でも、台風などの被害木を見ますと、1種類の木のところが非常に被害に遭いやすい。やはり混成林と申しますか、さまざまな木が共生し合っている地域が台風とかの被害に非常に強いと言われています。何年か前に富士山の8合目に人工造林でヒノキを全面的に植えたんですけども、それが台風で一夜にしてほとんどの50年、40年というヒノキが倒木してしまったということもあります。そんなことを考え合わせると、やはり雑木も必要ではないかと思っています。

これは、一般的に今現在切られている長岡山の南斜面のことなんですけれども、北斜面はまだほとんど切られていなかったんですけども、長岡山には野鳥がたくさん飛んできて、いろいろな木が実生しています。みずからの実生だけではなくて、鳥が運んできた木がたくさん生えていて、一般的な山ではどんなところにも生えている木なんですけれども、長岡山では珍しいズミ類とか、リョウブとか、ヨウラク科、ズミとかという木が生えています。そのほかにもたくさん珍しい木があります。貴重な木というわけでもなくて、山に行けばどこでも普通に生えているんですけども、長岡山にはたくさん木がありまして、ぜひ自然環境を学ぶ上での場所として、ぜひそういうことを考慮に入れていただきたい。

特に北斜面のことで申しますと、いろいろ観察しますと、寒河江川の影響がどうかわかりませんが、亜高山的な木の種類が非常に多い。特にある一面には、まだニッコウキスゲなど群生地がわずかながら残っています。そんなところも考え合わせると、自然のまま、私たちがわざわざ月山とか葉山とかの上の方に行かなくても、身近に見られる樹木がたくさん残っていますので、北斜面のことなども、これから十分気をつけて管理していただきたい。

数年前に教育委員会の方で、寒河江の植物をずっと調査したことがあるんですけども、そんなことなども考え合わせて、どういう樹木がどの辺に生えているかなどということを、市の方では十分把握していると思いますので、その点を考慮して、これからの管理をしていただきたい。

それから、古い木についてですけども、先ほど丁寧なお答えをいただきました。これまで古い木として育ててきたんですから、家族とか関係者の皆さんがそれだけ慈しんで、ずっと育ててきているわけです。せっかくそういう名木として、市民の宝物としてあるんだったら、もう少し市民にも、その周辺の何かのお祭りの機会に、そこにはこういう木があるんですよというような散策コースなどをつくっていただければ、私はありがたいと思っています。

今、置賜でも桜の回廊とあって、非常に大々的に観光客を呼んでいます。そこまでいなくても、市民の散歩コースとしたり、それから学習の小道としても役立つのではないかと考えていますので、その点などもこれから教育面でどういうふうに考えているのか、もし回答をいただければありがたいと思っています。

それから、跨線橋についてです。私も六供町に住んでいますので、住民の方々から直接そういう声を聞いて、代弁させていただきました。生け垣などをつくって、できるだけ閉塞感を取り除くというような答えをいただきましたので、生け垣の種類もさまざまあると思いますけれども、防災面、それから安全面など考慮して、住民が憩える場所のような格好で実現していただけるように御希望申し上げます。

松についての全体的な長岡山の植栽の構想と申しますか、どの辺の部分にどのような木を植えるのか、それから何歳ぐらいの木を植えるのか。それから、後片づけ。それから、長岡山の元クレ射撃場の周辺にはニセアカシアがあります。ニセアカシアは倒されていませんでした。ニセアカシアという木は、御承知のように、地下茎からと、それから実生からと三つの方法でふえているわけですけども、私たちの景観から見れば、ニセアカシアはあの場所にあんなにたくさん要らないのではないかと考えているんですけども、その点などももし御回答いただければありがたいです。終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 松くい虫が全国に蔓延してはびこっている状況の中で、寒河江市も例外ではなく被害をこうむっておりまして、ランドマークの長岡山の松林もああいう惨たんたる状況になって、非常に慨嘆に耐えないと思っております。

それをどうするか考えましたけれども、まずはあのまま赤い松を立てておくわけにはいきませんということで伐採いたしました。ビニールで被覆しているのが非常に醜いということもありますけれども、あれ以外の解決策がなく、今のところはああいうことにしております。非常に美観なり、あるいは今後新しい松を植えるにおきましても、大変邪魔になるような状況でございますので、あれの片づけ等々につきましても、これから考えてまいらなければならないと思っております。

また、新しい松を植栽しようと考えておりますけれども、その際にも先ほど申しあげましたとおり、松くい虫等に強い樹種を選択して、また植えるに際しましても、専門家の意見を十分聞きながら植栽したいと思っております。

また、これから植えるにしましても、消毒したり、あるいは局部的にも薬をまいてというお話がございました。これなども専門家から聞かないとわからないと思っておりますけれども、長岡山を散策する方がいらっしやいますし、あるいは鳥獣も寄り集まってくるので、そういう影響を考えますと非常に難しいのかなという気がしておりまして、今のところはなるべくそういうことをしないで済ませる方向で考えております。

また、雑木の話も出ましたけれども、やっぱり雑木、そしてまた先ほど申しあげたような、私らも小さいときからなじんできたウラジロヨウラクとか、あるいはガマズミというようなものは親しみを感じますので、そういうものは残す、あるいは何とか自生しやすいようにという気持ちで取り組んでまいりたいと思っております。なお、具体的なことにつきましては、担当の方から申しあげたいと思います。

佐竹敬一議長 花・緑・せせらぎ推進課長。

犬飼一好花・緑・せせらぎ推進課長 それでは、長岡山の新たな松の植栽という御質問にお答え申し上げます。

先ほど市長の方からもありましたように、西村山の植樹祭とあわせまして、市制50周年記念事業というふうな位置づけのもと 500本ほど植えてまいりたいと考えております。樹種は当然アカマツということで進めていきたいと思っております。なお、高さの方は1メートル以下ぐらいかなと考えているところです。専門家の意見等もお聞きしながら、進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

佐竹敬一議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 新しい木の植栽に関しては、十分に手入れとか、活着は簡単に思うんですけども、そういう面で考えていただきたいと思います。

あと、北斜面のことについてです。先ほども申しましたように、寒河江川の冷たい川の流れの影響だと思うんですけども、慈恩寺周辺の木よりももっと変わった木の種類が多く見られるようですので、その点のことなども十分配慮していただきたいと思います。

松くい虫の対策については、研究がこれからどんどん進んでいくと思います。その防除方法とかもまた新たな方法ができるような気がしますので、その点なども十分研究していただきたいと思います。

そういう面で、先ほど古い木のことに関連して聞いたのですが、長岡山に生えている1本1本の木も、それだけ古い何百年の歴史を持っている木と同じような意味合いであるんだということを私は言いたいのです。ですから、それだけ古いものをもっともっと長く生きていくために。

それから、木をこのまま放置すると、今非常に問題になっている二酸化炭素の問題も含んでいきますので早い時期に、公共施設としてそのまま放置して市民の目につく時間をできるだけ短縮して、素早く片づけていただきたいと思います。私たちも地球温暖化で非常に困っているような状況もありますので、その点十分配慮して、事業を進めてもらいたいと思います。これで終わります。

佐藤 暘子 議員 の 質 問

佐竹敬一議長 通告番号7番について、16番佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党を代表し、通告している内容について市長の見解をお伺いいたします。市長の誠意ある答弁をお願いいたします。

最初に、予算執行に当たっての市長の基本的な考え方について伺います。

平成16年度の予算編成は、市税収入が伸び悩む中、国の三位一体改革による影響が大きくあらわれる結果となりました。地方交付税の減額や国・県からの補助金などが減額されたため大幅な財源不足となり、その財源を生み出すために各種基金や積立金を取り崩して、新年度の予算に振り替えられています。

その主なものは、財政調整基金から5億円、減債基金から2,000万円、地域福祉基金から5,000万円など合わせて約5億8,000万円の基金が取り崩されています。これらの基金は、一般家庭で言うならば、いざというときの貯金に当たるわけですが、寒河江市は今年度予算でその貯金のほとんどを使い切ってしまったこととなります。そんなことから、一般会計の予算総額は134億3,000万円と15年度と比較して3.5%減の緊縮予算となっています。

当局は、緊縮予算の中で経費の節減に努め、大変な苦勞をしながら予算編成に当たったことは理解できますが、市民生活に直接かかわるもの、要望の多いものなどの予算が大幅に削られ、または全廃されることとなりました。このことから、市民の間からはいら立ちや失望の声が聞こえてきています。

減額あるいは廃止された主なものを挙げるならば、側溝整備費や舗装費などは15年度で9,500万円だったものが、16年度では4,680万円と約半分に削られており、用悪水路整備費では、14年度3,000万円、15年度1,800万円、16年度は1,000万円と年々削減されています。私道整備補助金に至っては、15年度195万円あったものが、16年度はゼロになっています。これまでも側溝整備や用悪水路の整備など、要望件数が多いためなかなか実現しなかったのですが、今年度の予算を見れば、その望みはますます遠のいて、要望していても、いつ実現するのか見通しも立たなくなったといった不満の声も出てきているのです。

福祉関連では、在宅で寝たきり高齢者を介護している人に出されていた介護激励金が全廃になりました。この制度は、県の制度が廃止されても寒河江市独自の制度として存続され、15年度は290名の対象者に770万円が支給されており、在宅介護者の一つの支えとなっていたものです。このほかにも市民生活に関連する団体などへの補助金、負担金などは軒並み削減するという厳しい予算となっています。

小泉内閣の三位一体改革は、3年間で4兆円の歳出削減を断行するというもので、地方自治体にとっても来年度はさらに厳しい行財政運営が余儀なくされるものと思われます。景気の回復が遅々として進まない中、税収は見込めず、各種基金も底をついた状態で、市民生活を守っていくには事業の取捨選択が大きな課題になると思います。この際、地方自治体の本来の責務である市民生活の安定と福祉の向上を最優先にした行財政運営をすべきと考えますが、事業選択及び予算執行に当たっての市長の基本的な考えをお伺いいたします。

次に、不要不急の大型事業やイベントなどの見直しについて市長の考え方を伺います。

共産党市議団は、これまでも市民の日常生活を最も重視した市政にすべきだと主張してきました。年々厳しさを増す経済情勢の中、限られた予算の中で市民生活を守っていくには、不要不急のものは見直しをすとか、思い切って中止するなどの英断を下す必要があるのではないかと思います。

その一つに、最上川緑地の中に作業が進められている多目的水面広場があります。この水面広場につきましては、これまでも同僚議員によるたび重なる質問や指摘があり、市長を初め、当局においても御存じのとおりです。繰り返しになりますが、私たち市議団は、地域住民が要望していた運動広場については反対するものではありません。最上川緑地広場整備の当初予算は15億円と見込まれていましたが、途中で10

億円に変更になりました。しかし、カヌー大会のできる水面広場はそのままのようであります。

これまでも指摘したとおり、西川町には全国大会が開催できるカヌー競技施設があり、河北町にも素掘りの練習場があるにもかかわらず、なぜ巨額の公費をつぎ込んで水面広場をつくる必要があるのか、私たちには理解できないことであり、市民の中からも疑問の声が、今もなお寄せられています。

景気回復の見通しも立たず、バブル崩壊後、大型の観光施設やレジャー施設などが次々と破綻している状況から見ても、巨額を投じて整備する多目的水面広場は、建設費だけでなく、その後の維持管理費などでも大きな負担となることが予想され、将来的にも市の財政を圧迫することになると心配されます。この際、多目的水面広場の建設は見直し、あるいは中止すべきと考えますが、改めて市長の見解を伺います。

市民が見直しを求めているものの中に、最上川ふるさと総合公園で行われている花咲かフェアがあります。一昨年、全国都市緑化祭が開催され大盛況を博したということで、昨年は寒河江市独自の花咲かフェアINさがえが開催されました。この開催予算は3,000万円でしたが、200万円の補正がされ、決算は3,200万円でした。美しい花は人の心を和ませ優しくしてくれますし、花のある暮らしは心を豊かにし楽しませてくれます。花が嫌いな人は恐らくいないでしょう。しかし、どこの自治体もお金がなくて節約に節約を重ねているこんなときに3,000万円もの税金をつぎ込んで、入場料がただというのでは、税金のむだ遣いではないのか。花も結構だが、もっと暮らしの足しになるものにお金を回してほしいという率直な声も町のあちこちから聞こえてきます。

ことは、市制施行50周年の記念すべき年ということもあり、昨年に引き続き花咲かフェアINさがえが開催されますが、来年以降も入場無料でこの催しを続けるのかどうか。するのであれば、何らかの見直しをする必要があるのではないかと思います。市長の考えをお伺いいたします。

また、市民総参加で行われている花の植栽についてお伺いいたします。

寒河江市は、フラワーロードを初め、街路樹の下や公園などまちの至るところに花が植えてあり、寒河江のまちを訪れた人たちからも、寒河江はきれいなまちだという評判をいただいています。しかし、毎年新しい苗を植えかえるのでは苗代もかかるだろうし、人手もかかる。毎年花を咲かせる宿根草を植えればよいのではないのかといった意見が聞かれます。このことについて市長はどのようにお考えが伺います。

市民生活が厳しさを増している昨今、市民の目線に立った行財政改革をしていく必要があると思いますが、市長は市民の声をどのように受けとめられるかお伺いいたします。

次に、公費を使ったさくらんぼ等の贈答の是非について市長の見解を伺います。

去る5月12日付の朝日新聞に、「医師お礼、さくらんぼ」という見出しで、寒河江市立病院が山大医学部に年30万円相当のさくらんぼを贈っていたという記事が載っていました。この記事によりますと、この習慣は20年も続いており、名人と呼ばれるさくらんぼ農家がつくった高級さくらんぼを贈り続けており、院長交際費70万円の半額近くが、同大学へ贈答するさくらんぼ代金に充てられているというものでした。

公立病院の医師不足が全国的な問題として取りざたされ、殊に地方の病院の医師不足は、住民の医療と健康を守る立場の自治体にとっては予想を超える困難にあることと思います。医師の確保に、市長を先頭に病院関係者も大変な努力をされていることはだれもが認めるところですが、目的のためなら手段を選ばないということになっては大変です。新聞によれば、市長は信頼関係を強めるため、市としてお世話になっているからとコメントされていますが、公金である以上、このような使い方が果たして妥当と言えるのかどうか。

また、市長は毎年のように予算獲得や陳情などで上京し、各省庁めぐりをされているようですが、同じように贈り物をされているのかどうか伺います。以上、お伺いいたしまして、第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、事業の選択と予算執行についてでございますが、予算の執行に当たりましては、最少の経費で最大の効果を上げることが基本でございます。国の行う三位一体の改革は、平成18年度までの3カ年続くものでございまして、財政が一段と厳しさを増す中、これまで以上に事業の選択というものは厳選しなければならぬと思っております。

よく言われるように「入るを量りて出ざるを為す」という言葉がございますが、入ってくるものでしか賄えないわけございまして、入るものを大きくし、そしてまた出るものをもっと効果的なものにして活用することが、課せられたことだろうと思っております。効果ということになれば、市民サービスにつながるもの、あるいは市の発展、そしてまた市の活性化につながるものを十分選択していかなければならぬと思っております。

そういう意味での事業の選択というものは、基本的には総合的な目で見えた事業の必要性、特に将来のあるべき都市像をにらんだ事業の選択も視野に入れながら、あるいは今を逃しては実施することが困難な事業の選択というものを考えながら、計画を立てて実施していかなければならぬものと思っております。今後は精査に精査を重ね、事業の取捨選択をしていかなければならぬと思っております。

したがって、振興計画を立て、その施策の具体化に向けた実施計画を示し、毎年度の予算を編成し実施するということとなりますけれども、これまで以上にチェック機能を強化する必要があると考えております。来年度までに第5次振興計画を策定しなければなりません。骨子については、これから決めなければなりません。その中に行財政改革の趣旨というものを盛り込もうという考えでおります。

それで、大型事業やイベントの見直しについての御質問がございました。特に多目的水面広場についてでございます。

議員は、不要不急の大型事業やイベントと言っておりますが、私としましては、これまで不要の事業を計画したことはございませんし、また議員は不急ということで、急を要しないのではないかとっておられますが、大きな事業を計画する場合は、市単独での事業の着手というものは財政的にも難しく、国・県の補助を受けて、有利な方策を取り入れながら行ってきたものでございまして、事業着手のタイミングも非常に大切なことでございます。

したがって、多目的水面広場の事業につきましては、これまでも申しあげましたように、最上川寒河江緑地整備事業の一環でありまして、さらには緑地整備事業着手に至るまでの経過がございます。昭和52年に地元からの要望に端を発しまして、以後、市の計画に取り上げ、長年にわたり国土交通省とその利活用の方策について検討を重ね、今日、国の河川行政に対する考えとあわせまして、国の補助事業を活用しながら整備を行っております。こうしたことから、この事業が完成すれば、地域の活性化に大きく寄与するものと信じておまして、今後見直しますとか中止するという考えはなく、これからも継続して実施していかなければならぬ事業と考えております。

それから、大きなイベントの中での花咲かフェアINさがえを継続するのかと。あるいは、入場料云々という御質問がございました。

一昨年に開催しました第19回全国都市緑化やまがたフェア、やまがた花咲かフェア'02では、御来場いただいた県内外からの多くの皆様に夢と感動を与え、花と緑の大切さ、すばらしさを再認識していただくとともに、「日本一さくらんぼの里さがえ」のイメージに加えまして、「花と緑・せせらぎに彩ら

れたまち」として、全国に向けて大いにアピールすることができました。

こうした市民意識の盛り上がりを一過性のもので終わらせないで、子供からお年寄りまで世代を超えた展開のもと、緑豊かな潤いのあるまちづくりのさらなる推進と、花と緑・せせらぎで彩る寒河江の実現に向け、自然と調和した気品のある美しいまちづくりの新たなシンボルイベントとして、花咲かフェアINさがえを昨年度開催いたしまして、県内外から多くの御来場者をお迎えすることができました。市民総参加のもと、美しく潤いある活力に満ちた本市の魅力を県内外に向け、大きく発信することができたと思っております。

さきに、平成16年度の市政運営の要旨の中でも申しあげましたが、花咲かフェアINさがえを本市のシンボルイベントとして位置づけまして、さらなる都市緑化の推進を図りながら、交流から定住へとまちづくりを進めてまいりる考えに変わりはありません。

来週の12日から開催されます花咲かフェアINさがえでございますが、現在、その開催準備が順調に進んでおります。特に今年度は市制施行50周年記念事業として、会場の演出テーマである「窓辺に花を、みんなでつくる生き生き空間」を展開するため、5部門 250点のガーデニング作品を募集しましたところ、市内外から募集点数を超える御応募をいただき、先月23日の日曜日に参加者が一堂に会して、作品の一斉植栽を会場において行ったところであります。

また、団体・企業の方々から来場者をきれいな花壇でお迎えしようと取り組んでいるおもてなし花壇についても、昨年の出展数15から27個と大幅にふえております。このように多くの市民、県民の方々のボランティアへの参加や花壇づくり、出展作品づくり、ステージ催事への出演など、今回も手づくりのフェアを開催することができるところであります。

また、継続は最大のPRとも申しますとおり、花咲かフェアINさがえが全国的にも、さくらんぼとともに、各界各層から着実に支持を得て定着し、認知いただいていると思います。旅行者からは、いち早く団体入場の申し込みをいただいております。ツアー名に花咲かフェアの名前が入ったり、花咲かフェアINさがえ日帰りツアーの商品を組んでいただいております。

このように花咲かフェアINさがえは、参加・交流・創造をテーマに取り組みが広がっておりまして、本市の活力の源といっても過言ではなく、本市におけるシンボルイベントとして着実に定着してきており、入場料を徴収し、全国各地で展開している花博やテーマパークとは違い、本市のまちづくりの一環として実施しているものでございます。

もし入場料を徴収するとなると、1キロはあると思われる会場周りの柵の設置、入場ゲートの設置、入場ゲートを管理する人件費、入場券販売機の設置及び入場料金の管理に要する人件費など、2年前に開催した第19回全国都市緑化やまがたフェアでは約1億2,000万円の事業費がかかると試算したところでございます。このことから、入場料を取ることは考えておりません。

今後におきましても、多種多様な交流拠点としての本市の使命と役割をしっかりと認識し、産業の振興や文化交流圏の拡大などをさらに推し進めることが肝要であると考えております。こうした観点から、花咲かフェアINさがえを充実・発展させ、花と緑に囲まれた潤いある暮らしの実現を目指し、多くの方々より何回も会場に足を運んでいただき、参加交流の拡大充実を図ってまいりたいと考えております。

それから、毎年新しい花を植えるのはもったいない、宿根草はどうかという御質問もございました。

フラワーロード整備事業は、花と緑・せせらぎで彩る寒河江のまちづくりの一環としまして、国道112号寒河江バイパス沿線に花回廊を設け、市民やドライバーに潤いと安らぎを与えるとともに、交通の安全を図り、道路への愛護と環境美化の精神を涵養し、花いっぱい美しいまちづくりに寄与することを目的とし

して、昭和63年から実施しているものでございます。現在は、フラワーロード推進沿線協議会が主体となり、約 4,000名の市民参加のもと、サルビアやペゴニアなどを植栽し、道行くドライバーの心を和ませ、本市を訪れた方々からは、きれいですばらしいまちだとお褒めの言葉をいただいております。

平成4年からは、約 3,000名の市民参加によりまして、市街地花いっぱいまちづくり推進事業とグラウンドワーク花壇植栽事業を実施いたしまして、市民の方々は、花がいっぱいでまちが明るくなった、まちが華やかで道行く人の表情も穏やかになった、ごみが少なくなり、まちがきれいになったとの言葉をいただいております。

また、地域が主体的になり、種から苗を育て、自分たちが住んでいるまちを彩っていこうという活動も行われるようになってきました。本市のような取り組みに対し、これまで全国花のまちづくりコンクール最優秀賞受賞や、緑化推進功労者内閣総理大臣表彰受賞、花と緑の国際コンペティション「ネーションズ・イン・ブルーム」におきまして銀賞を受賞するなど、数々の評価をいただいております。

御質問の、毎年花を咲かせる宿根草を植えればいいのではないかとということですが、公園の花壇や地域の方々が整備したグラウンドワーク花壇の花の植栽については、一部宿根草の植えつけなどを行っているところもございまして、フラワーロードや市街地花いっぱいまちづくり事業を展開する市民の方々は、寒河江を訪れる人を、花や緑の心落ちつく環境のもとに温かく迎え入れるため、毎年新たに花を植え、水やりや除草など、市民一人一人がみずから手をかけることが大切であるとの考えのもとに、事業を展開していただいております。こうした多くの市民が参加し、パートナーシップにより展開している取り組み、考え方を大切に、今後とも花と緑・せせらぎで彩るまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

それから、行財政改革の中に市民の声を受けとめることについての御質問がございました。

私は、これまで事業を進めるに当たっては、いろいろな会合の中で市民の皆さんの御意見やら要望をお聞きしながら、市民と協働するまちづくりを基本として進めてきたところでございます。したがって、事業の計画実施に当たっては、市民の皆さんも十分によく理解していただいているものと考えております。厳しい行財政改革を進めるに当たりましては、当然のことながら、改革に立ち向かう職員の意識はもちろん、市民の意識改革も必要でございます。

また、行財政改革を進めるに当たりましては、行財政的な視点がより重要であると考えており、すべての事務事業について、その目的と費用を調査分析いたしまして、財政の総枠を念頭に置き、事務事業の継続、統合、廃止、新設を検討するとともに、限られた行財政資源を有効に活用しながら、市民の理解と負担を得ながら、市民の視点に立った成果を求めて、そういう志向で行財政運営を心がけていく必要があるかと考えております。

次に、さくらんぼの贈答のことでございます。

市立病院と山形大学医学部、いわゆる医学部の附属病院を含めた山形大学医学部とは、医療に関するさまざまな交流がございまして、その中で、市立病院に対する学部からの診療支援などが、この地域の医療に大きな役割を果たしております。具体的には、急激な症状を呈している患者を附属病院に搬送し、緊急の手術を行っていただくことや、重篤な患者を附属病院にお願いし、先端的な治療を行っていただくこと、それから最新の技術を身につけた医師を派遣していただき、市立病院で手術や診察などに当たっていただくことなどでございます。

市立病院の診療水準を維持・向上させるために、市立病院の医師が全国レベルの学会や研究会などに参加し、研さんを積むことはもとより、国内外の最新診療の研究実践に努めている医学部が抱える医療に関する情報に日常的に接することが肝要であり、医学部の関係各科で開かれる症例検討会や研究会などに参画させ

ていただいております。また、私自身も年に数度院長と医学部に赴き、医師派遣の要請やら、市立病院の充実を図るための助言の聞き取りを行うなど、医学部との交流を積極的に推進してきたところであり、大学との連携は極めて良好な信頼関係にあります。

このように、附属病院も含めまして山形大学医学部は、市立病院にとって身近な頼れる存在であり、市民の健康づくり、医療向上に当たりまして、日ごろ大変お世話になっておりますので、感謝の気持ちをあらわす意味におきまして、年に1度、寒河江市の特産物であるしゅんのさくらんぼを贈ってきたところがございます。

親しいつき合いをいただいている方や親戚の方にしゅんのさくらんぼを贈ることは、市内では一般的なことでございます。市立病院が山形大学医学部にさくらんぼを毎年贈ってきたことは、総合的に勘案すれば、市民の方々に御理解いただける公費の支出であると考えております。

また、国の省庁などに対しての贈答の質問がありました。国の省庁などへのさくらんぼ等の贈答は行っておりませんが、全国規模のイベントの開催などでお世話になった方々に対しまして、感謝の意を込めて贈ったケースはございます。以上でございます。

佐竹敬一議長 佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 第1問にお答えいただきまして、ありがとうございました。

2問目の最初に、多目的水面広場のことについてお聞きしたいと思います。

多目的水面広場といいますか、最上川の河川敷を利用した公園整備というようなものは、地元からの要望がずっと出されていて、あそこの河川敷を有効利用するためにどうしたらいいかということで、ずっと計画していたというようなお話がありました。私もあそこに運動公園のようなものをつくってほしいという要望があるんだというような話は聞いておりました。

ですけれども、このたびの22ヘクタールですか、この広大な土地を使った公園整備については、これまで余り大規模な施設にするという話はなかったわけです。大体今までは、大規模なものについては実施計画にのせて、3年間のローリングをしながら実施に移していくということで行われてきたと思うんですけれども、この事業については余りにも唐突に実施に移されたのではないかなという感じをしております。

13年度までの実施計画には、この事業のことは全く出ていなかったんです。14年度の実施計画の中に一気に最上川緑地公園の整備というのがのってきまして、総額15億円で公園整備をしていくというような内容でした。14年度の当初予算でも既に1億5,000万円の予算がついているということで、主な整備の目的というか、メインになるものが多目的水面広場だということでした。幅が100メートル、長さ600メートル、そしてこれに要する費用は約9億円だと言われてきましたけれども、この事業採択に当たっての事前の内容の説明はなかったのではないかと思います。

この事業が突然このように出てきたのは、国の有利な事業の採択を受けてやっていくということから出てきたと思いますけれども、私が考えるには、あそこに地域住民が望んでいるような運動公園、あるいは水遊びができるような水場をつくるのであれば、国の有利な補助事業だといっても、結局大規模なものでなければ国の補助事業では認可になりませんので、そのためにあのような大規模な水面広場をつくらざるを得なくなったのではないかなという感じがするわけです。ですから、今公共事業の見直しと言われてはいますが、国の事業採択を受けてやる仕事というのは、必要以上に予算規模が膨らみ、むだなものが多いと言われてはいます。ですから私は、こういう事業採択は、余りにも補助事業を頼りにした事業計画になってしまったのではないかなという感じを受けているわけです。

当初、この計画は総額15億円と言われて、14年、15年の実施計画の中では、総額15億円となっていましたけれども、16年度に10億円と計画が変更されました。15億円のうちの3分の1に当たる5億円が減額されている理由は一体何なのかと思うんですけれども、その理由について伺いたいと思います。そして、この工事が10億円に変更になったことによって、その内容がどのように変わってきたのかです。当面、10億円に変わったといっても、多目的水面広場はそのまま作り続けるということですが、その10億円の中で多目的水面広場に要する費用というのは一体幾らになっているのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、花咲かフェアと花の植栽についてお答えいただきました。花咲かフェアは参加・交流・活力の源だということで、まちづくりの一環としてこれからも続けていくと言われました。

私、きのうずっと最上川緑地と総合公園を見て回ってきたんですけれども、今総合公園では花咲かフェアの準備のために、多くの方が公園づくりをしていました。やっぱり非常に景観がよくて、きれいなところなんです。だから、これが寒河江の交流・参加の源になるということは理解できるんですけれども、今やっている寒河江の行政に対して、市民の間からは、非常にむだが多いのではないかなという鋭い意見などが出ているわけです。

ですから、行政としては市民によかれと思ってしていることであっても、市民の感覚からはかけ離れたことをやっていることが非常に多いのではないかと。独善的な考え方でやっていることもあるのではないかと

私は思います。そういう意味では、事業を進めるについても、市民がどんなことを望んでいるのか、望んでいないのか。そして、行政改革をするならば、こういうところをもっと改革すべきだというような市民の意見とか、アイデアとか、そういうものを聞き取る必要もあるのではないかと思います。

市長は、これから第5次振興計画をつくるに当たって、行政改革もこの中に入れていくとおっしゃいましたけれども、その中には市民の知恵、アイデアとかもかりていく必要があるのではないかと思います。ですから、ぜひ何らかの方法で、市民からの意見を聴取する方法をとっていただきたいと思うのですが、市長の考え方を伺いたいと思います。

それから、公費を使ったさくらんぼ等の贈答についてですけれども、これは法的には問題ないというようなことも新聞には出ておりました。市長がおっしゃるように、信頼関係を深めるためにとか、それから今殊に医者に来てもらうために、何としてでも交流や信頼関係を強めていかなければいけないという考え方も、非常に理解されやすい理屈だとは思いますが、でも、今はどこの自治体病院でも、医師不足というのは非常に深刻になっています。

2月の朝日新聞に、ずっと医師不足の問題が連載されていましたが、この記事を見ますと、東北地方あたりでは、大学病院に研究費としてお金を贈ったとか、贈り物をしたとか、そういうところがあると出ていました。でも、贈り物合戦で、贈り物をたくさんしたり、お金を積んだりしたところに優先的に医師が派遣されるようになりますと、贈答合戦といいますが、そういうものがエスカレートしてしまうのではないかと思います。

寒河江市の場合のように、院長の交際費の中から出されていて、お金の出どころが表面にはあらわれないとなりますと、市民の知らないところで公金が使われていることとなります。それは常識程度と言われてはいると思いますが、こういうことが黙って見過ごされていくことは、後々までいろいろなことに発展しかねないと考えられます。小さな町の病院なんかでは、贈り物をするお金もないし、何もできない。そういうふうになれば、医者の来手がない、絶対に来てもらえないとなってくるのではないかと思います。

ですから、朝日新聞の中でも取り上げておりましたが、医師の確保をするためには、やっぱりいろいろなことを考えなくてはならないのではないかと。大学側とか、それから行政側とか、医師、そういう人たちが一緒に話し合いをする協議の場を設けて、医師の配分とかも考えていかなければいけないのではないかと。というようなことですが、地元で大学の医学部があれば、そこに地元の合格者がたくさん出るように、医師の確保ができるように行政の方でも応援していくとか、そういうことも必要ではないかというようなことが書いてありました。

それにまた、自治体独自でしなければならないこととして、自治体病院でも若いお医者さんたちが勤務できる環境を整えていくことも必要だと。ある分野に特色があれば、若い医師もそこに行って勉強したいという思いになって、医者が来るのだと。また、スタッフを整えとか、施設を充実させるとか、医療機器を整えとか、医師の住宅を確保するとか、いろいろそういう手だてはあると思います。ですから、お金を使ってどうこうするというのではなくて、そういう自治体独自の、お医者さんが喜んで働いてみたいと思うような環境をつくっていくことも、一つ大事なことではないかと思えます。

それで、今回は幸か不幸か寒河江市のさくらんぼの問題が新聞に取りざたされましたけれども、これを機会といいますが、このことをきっかけにして、贈り物はやめるべきではないかと私は思いますけれども、市長のお考えをお伺いしたいと思います。以上で第2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、さくらんぼのことでございます。

お医者さんの派遣要請といいますが、分捕り合戦のために贈答合戦をやっているという物の言い方でございます。二十数年来さくらんぼを贈っておりますけれども、そういうものではございません。先ほど申しあげたとおりでございます。あらゆる分野でお手伝いをしていただき、あるいは手術へ患者を送って、それなりのお仕事をしていただいております。あるいは、経営面につきましても、いろいろな相談に乗っております。そういうことから、気持ちということでの贈答でございます。

それが、山形のさくらんぼは非常に高価なものだというイメージがございますので、新聞紙上で取り上げられたのだらうと思っておりますけれども、これまで市といたしましても、市立病院を、お医者さんのみならず医療機器の面でも充実するため、院内での勉強もさることながら、山形大学からもいろいろ御意見なり御指導も賜っております。そういう面では、寒河江市立病院の医療技術の向上という分野におきましても、交流の中で相談にあずかっている、あるいは医師の交代を行って、寒河江の医療向上、健康増進に大変なプラスになっていると思っております。

大きな目で見れば、山形大学におきましても、山形大学の方に、あるいは山形県内に残る医師をたくさん確保していこうという活動はずっと前から行われておりまして、今も盛んに頑張っておられますので、私たちが十分に手を差し伸べるといいますが、協力する形でのあらゆる機会をとっております。そういう大学との交流も、長年の信頼関係、あるいは気持ちの交流が十分あるからこそでございます。ただ医師の派遣での分捕り合戦だと、あるいは贈答合戦だというものではないということだけは、御理解いただきたいものだなと思っております。

それで、今年度からは、贈答先の事情なども考慮しながら、対応は検討してまいりたいと思っております。

それから、最上川の多目的水面広場でございます。

あれも突如として出てきたわけでもございませんで、長年の間調査研究をして、そしてまたこういう事業ならば国の補助が得られるかとか、あるいは堤外地の占用、活用ができるのかどうかということも積み重ねて検討してきた結果、これはできるなということでございますし、そしてまた、現在は非常にカヌー人口も多くなり、当地方におきましては、カヌーが非常に活発になって、選手なども活躍なされておる事情にございます。そしてまた水、あるいは川に対する見方が非常に変わってきております。

ですから、寒河江川、最上川を持っている寒河江市といたしましては、そういうものを十分に活用しようということでやった事業でございます。これが市の活性化に大きくつながり、あるいは県内、市内のスポーツ面での大きな活気提供といいますが、起爆剤になることを願い、また確信しているところでございます。そんなことから、多目的水面広場を計画し、今実施に移しているところでございます。

それから、花咲かフェアでございますけれども、これも花・緑に対する、市民はもちろんですが、国民の見る目が非常に変わってきたなと思っております。そういう目を開かせたのも、寒河江のフラワーロードから、そしてまた花咲かフェアから、非常に先鞭をつけ、啓蒙普及に役立ってきたのではないかと思います。ただ単に公園に花があるというだけではなくて、個々の家庭の中に、そして市民の心の中に花・緑が植えつけられたということは、非常に大きいものだと思っております。

さらにまた、これらをボランティア活動、あるいはグラウンドワークという市民の盛り上がりの中でやられていることは、何にもかえがたいものだ。まちづくりの上におきまして、こういうことは、寒河江以外

ではやろうと思ってもまねのできないものではなかろうかと。ただこれを金に換算するものではないと私は思っております。

議員から見ますと、市民の感覚から離れているのではないかと、行財政改革の中でこれを削った方がいいという御意見もあるでしょうけれども、多くの市民はこれを是としておりまして、自分から進んで参加していく気持ちというものは、まち全体のまちづくりの上において、大変なプラスだろろうと思っておりますし、それが寒河江市の活気なり、あるいは寒河江市に潤いというもの、そしてまた市民に安らぎを与えるとということにつながっているんだろろうと思っております。

なお、多目的水面広場の具体的な数字のことは、担当の方から申しあげたいと思います。

佐竹敬一議長 都市計画課長。

柏倉隆夫都市計画課長 お答えいたします。

多目的水面広場の、基本計画時の15億円が実施設計10億円に変わった内容でございます。変更にあたっては、コスト縮減を念頭に置きながら、国土交通省なり、それからカヌー連盟との協議を行いまして、やっております。

主な減の内容でございますが、多目的水面広場の水深、深さですけれども、カヌー連盟との協議の中で浅くてもよいということがございましたので、2メートルから1.5メートルということで、掘削の土量が減っております。

それから、堤防の方に多目的水面広場の掘削した土で腹づけ盛り土をしておりますけれども、国土交通省との協議の中で、当初の量よりも多く腹づけをしてよいということで、堤外地の方に残土として運搬する必要がなくなったということでも費用が少なくなっております。

それから、国土交通省自体でも、直轄工事の方に掘削した土量を使っただけということもございました。

それから、水面広場の護岸工法です。遮水シートを敷いて、その水際といいますか、そこに布団かごを設置します。当初、基本計画の中では3段積みでございましたが、それを1段積みでも可能だということでございます。

それから、遮水シート自体、当初はベントナイト系のシートでございましたが、それから現地の方へのなじみといいますか、耐久性といいますか、そういったことも勘案しまして、ゴムアスファルトシートを現在選定しております。その単価については申しあげられませんが、遮水シートに対して、ゴムアスファルトシートの値段は約80%でございます。あれだけの広いところに面積としてございますので、金額としてそういった点でも減になっております。

それから、多目的水面広場の建設費でございますが、6億8,500万円でございます。以上でございます。

佐竹敬一議長 佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 まず最初に、さくらんぼのことで、市長は医師の分捕り合戦とか、贈答合戦になるというようなことを言っているのではないかと言われましたけれども、私はそう言っているのではなくて、そういうふうになる危険性があると申しあげているんです。

個人のうちでも、お世話になった方にお礼をするのは当然だろうというようなことをおっしゃいましたけれども、これは行政でございます。行政というのは公費で行いますので、一般家庭とはまた違うと思います。例えば、私たちが病院にかかります。そして、大変高度の技術を要する手術をしてもらう場合、昔ですとお医者さんへのつけ届けですとか、看護婦さんへのお礼の気持ちということで、当然のようにお礼をしていましたけれども、もうそういう心づけは一切受け取りませんということで、今は病院に入院しても、手術をしても、そういうお礼は、ただほんの気持ちでありがとうございましたということで、物を贈ったりなんかはしていません。ましてや、行政が公費を使ってそういうことをするとすれば、そのお金は公費なのだと認識すべきだと私は申しあげているわけです。そういうことを御理解いただきたいと思います。

それから、水面広場のことです。

先ほど2問目でお聞きするのを忘れたのですけれども、この工事はあそこの公園の整備のほかにも、緑地公園まで進入する進入路が別途工事で行われると聞いています。買収するのかわかりませんが、この用地の買収、あるいは工事費にどれくらいかかるのか。それから、水面広場を含む公園の維持管理費を1年間でどれくらい見込んでいるのか。それを2問目でお聞きしなかったので、3問目で改めてお聞きしたいと思います。

この事業は国・県の補助事業ですけれども、事業費の半分は寒河江市が負担しなければならないわけです。ですから、10億円の工事費であれば、5億円は寒河江市が負担すると。そのうち75%は借金です。この工事費のほかに、今お聞きしました道路の取りつけとか、毎年の維持管理費とかがかかっていきます。

14年度の決算時で、企業会計も含んだ寒河江市の市債の残高は408億6,900万円となっていますが、これに合わせまして、一般会計だけでも公債費比率が年々上昇しているのがわかります。17年度からは、公債費比率が20%を超える状況にあるわけで、こうなりますと財政はますます硬直化して、何かほかの事業をすることができなくなる状況にあると思います。第1問でも申しあげましたけれども、16年度の予算では側溝整備費とか、道路の舗装費などの予算が大幅に削られてきたんですけれども、来年度はもっともっと市民生活を圧迫する予算になることが必至だと思われる。

今議会には、市税条例の改定が提案されています。この改定では、65歳以上の高齢者に適用されていた高齢者所得控除48万円がなくなります。そして、均等割も1,000円から2,000円に引き上げになるという内容です。明らかにこれは負担増になります。それと、今回は寒河江市の国民健康保険税の介護分の条例改正も入っていて、これも大幅な引き上げになります。今回は介護分だけなんですけれども、いずれ国保の医療分も値上げになると思います。ですから、ますます市民の負担が多くなるということが言えると思います。国保税の滞納者は、13年度決算時で295件だったんですけれども、14年度では567件と約倍近くにふえています。これはわざと納めないというわけではなくて、生活が大変になってきているので、払えないというのが大部分だと思います。

来年は、相次ぐ負担増の上に、国からの交付税なんかも減らされる。また、基金なんかもほとんど底をついた状態で予算編成されるわけですから、市民の暮らしはもっと大変になってくると思うんです。市民が何を望んでいるかという、やっぱり今の生活を何とかしてほしいという願いだと思うんです。市長は、将

来的には非常に夢を持った事業だとおっしゃいますけれども、市民は今の生活を何とかしてほしいと願っているわけです。ですから、やっぱりこういうときこそ大型の事業とか、今すぐ必要でないものにはメスを入れて見直しをする、あるいは勇気を持って取りやめるという決断も必要なのではないかと私は思っております。

今年度の予算では、側溝整備費とか舗装費なんかはずばりと削られていますけれども、これは非常に要望の多いものです。ですから、補正で対応できるのではないかと思いますけれども、そのお考えについて伺いして第3問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 補正予算のことですけれども、16年度の予算で交付税が大幅に削減された。この影響を受けて、不要不急の分野、あるいはもっと考え直さなければならないようなものにつきましては予算をつけなかったり、あるいは減額したということですが、本市としましては、まずは市民の要望にこたえられる、こういう厳しい財政の中でも軟着陸できたと、ソフトランディングできたというような予算にしたと私は思っております。ですから、補正予算の余地ということは、今のところ考えておりません。

それから、これからの一層行財政改革に取り組まなくてはなりませんから、そういう意味では、先ほども1問で答弁申しあげましたように、改革というのは、行政とかあるいは職員の意識の転換が当然必要でございますけれども、市民の方々にもそういうことを御理解いただく、あるいは御協力いただかなければならないと思っております。受益者負担のあるような国保事業にしましても、介護保険にしましても、当然使ったものに対しては、それなりの御負担が伴うわけでございます、ですから一般会計とそういう受益者負担の伴うようなものを一緒にしないで、御議論いただかなければならないと思っております。

その他水面広場につきましては、担当の方から申しあげたいと思います。

佐竹敬一議長 都市計画課長。

柏倉隆夫都市計画課長 最初に、最上川寒河江緑地への進入路の道路の費用、工事費でございます。緑地へのルートとしましては、県道皿沼河北線から園芸試験場南側の市道皿沼島線を通って、緑地の中央に上がれるルートを考えております。ただ、堤防への登り口を改良する必要がございます。その費用としまして、用地費、それから工事を含めまして 1,300万円を見込んでおります。

それから、維持管理費でございますが、多目的水面広場の利用期間としましては、3月から11月までの9カ月の利用と考えております。取水ポンプ用の動力費については、6月から8月は富栄養化を防止するための常時の水の入れかえを前提としますと、月額90万円ほどかかるものと考えております。その他管理棟、艇庫の光熱水費のほか、芝刈り。それから、除草費等につきましては1回当たり 100万円。それから、ポンプ点検料などの点検料、年に1回ほどする必要がございますので30万円などが見込まれるものと考えております。以上でございます。

平成16年6月第2回定例会

散 会 午後2時53分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでございました。